第四次取手市情報化計画 (案)

(平成30年度 ~ 平成34年度)



平成30年5月 取 手 市

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画策定の考え方	2
(1)見直しの視点	2
(2) 策定の進め方	2
第2章 情報化を取り巻く状況	3
1 社会, 国, 県の動向	3
(1)情報化に関する社会動向	
(2)国のICT政策動向	
(3) 茨城県のICT政策動向	16
2 技術的な動向	18
(1)新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて	18
(2)マイナンバーカードについて	
(3)オープンデータとパーソナルデータについて	20
3 取手市の情報化の現状と課題	21
(1)市のこれまでの情報化への取組み	21
第3章 情報化推進施策の展開	
1 施策見直しの方針	28
2 推進にあたっての留意点	
3 基本施策の考え方	
(1)総合計画と情報化施策との関連	
(2)基本目標	
(3)情報化推進の方針	
(4)取組み事項に対する考え方	
4 個別施策の具体的方向	38
第4章 計画の推進	57
1 情報化推進体制	57
2 情報化施策の進行管理	57
【資料編】	
1 取手市情報化推進委員会規程	
2 用語解説	資 3

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「市民サービスの向上、行政と市民の協働・共創」という基本的な考え方のもと計画的な情報化の推進を図るため、平成15年度に第一次取手市地域情報化計画を策定し、その成果や社会状況の変化、そして、情報技術の進展とともに計画の改訂を行ってきました。最新の計画となる第三次取手市地域情報化計画においても、平成25年度から平成29年度までの計画期間中に、最新の情報技術を活用した暮らしに役立つサービス、情報発信、協働の推進、ICT活用能力の育成、そして、情報セキュリティ向上等、行政情報化の様々な施策を展開してきました。

情報化計画がその計画年次を終えた平成29年度以降も、引き続き効果的な情報ツールを活用した活力と魅力に満ちたまちづくりや、行政の情報化推進による市民サービスの向上及び行政経営の効率化等を計画的に進めていく必要があります。また、情報技術を取り巻く社会情勢の変化や最新の技術に対応した効果的な施策を進める必要があることから、これらを計画的に推進していくための市の指針として、新たに第四次取手市情報化計画を策定するものです。

※ICT(Information and Communication Technology)=情報通信技術

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年3月に策定した「第六次取手市総合計画」の基本構想及び基本計画に掲げるまちづくり実現に向けた効果的なツールとして、各施策を情報化の視点から体系的に位置付けます。

また、官民データ活用推進基本法(平成28年12月施行)に基づく国の「官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日策定)を受けて、官民データ活用推進計画の市町村計画として市域内の官民データ活用の推進を図るとともに、国・県の施策と市の施策の整合を図ります。

本計画では、主な情報化推進事業の実施を計画に位置づけるとともに、今後の情報通信技術の進展への対応、また、国等の新たな情報化政策への対応等に備え、市の情報化政策推進の方針を明らかにするものとします。

3 計画期間

平成30年度から平成34年度(5か年)

第三次取手市地域情報化計画については、計画期間が5年間、平成29年度が計画最終年度となっています。また、本市の情報化推進の要として構築された情報系サーバ(次回更新平成33年2月予定)を始め主要ICT関連機器については、5年サイクルで更新を進めています。特に次期情報系サーバの構築に向けては新しい指針として新たな計画に基づき検討を進める必要があります。

これらを踏まえ、現計画の期間終了後速やかに、新たな計画に基づき情報化を推進する必要があるとともに、情報化推進にあたっては、情報通信技術の進展のスピード、さらに、主要機器の更新のタイミングを考慮することが最も効果的です。そうしたことから、本計画は、平成30年度を計画の開始年度とし、計画期間を5年、平成34年度を計画最終年度としました。

なお、計画は、情報通信技術の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画期間内に必要に応じ、見直しを図ることとします。

4 計画策定の考え方

(1)見直しの視点

- ・社会情勢や技術動向の変化をとらえる
- ・国の政策への対応をとる
- ・システムの効率化に配慮する
- セキュリティ・BCPへの意識を高める
- ・総合計画との整合をとる
 - ※BCP (Business Continuity Plan) = 事業継続計画

(2) 策定の進め方

- ・情報化に関する動向の把握
- ・情報化推進委員会による検討
- ・庁内関係各課の意見聴取(調査票・ヒアリング) 第三次計画の検証 ⇒ 現況・課題・新たな提案の抽出 ⇒ 新計画への反映
- ・市民意見公募(パブリックコメント)の実施

第2章 情報化を取り巻く状況

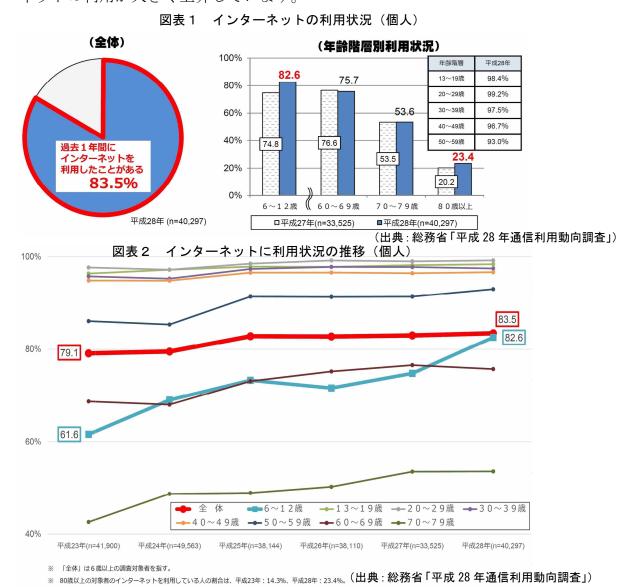
1 社会、国、県の動向

(1)情報化に関する社会動向

ICT活用状況は、急速な技術的進歩とともに、インターネット、スマートフォン、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、「SNS」)等をキーワードに大きく変貌し、ICTが個人の生活に深く浸透していることがうかがえます。一方で、個人情報の取扱い等ネットワーク利用に伴う不安も増えています。

①インターネットの普及状況

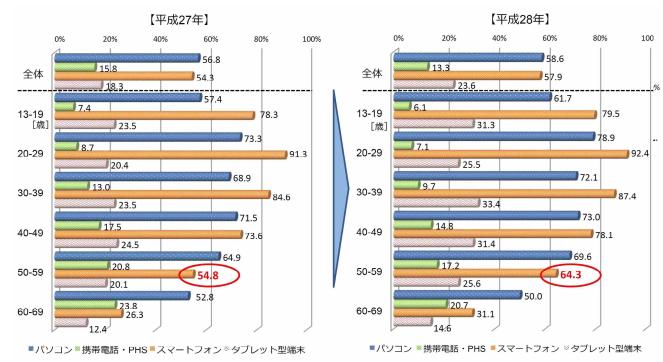
平成28年のインターネット人口普及率は5年前(平成23年度)と比較して4.4ポイント上昇し、83.5%と高いものとなっています。特に、6歳~12歳の低年齢層でインターネットの利用が大きく上昇しています。



②インターネット利用機器の状況

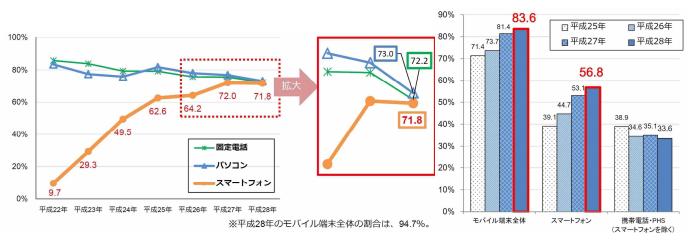
10代~60代の各年齢階層において、携帯電話・PHS(スマートフォンを除く)の利用が低下する一方で、スマートフォンの利用は引き続き上昇傾向にあり、特に50代では約10ポイントもの上昇となっています。また、タブレット型端末での利用も、10代~60代で上昇しています。

世帯の情報機器の保有状況を機器別にみると、「モバイル端末全体」(94.7%)の内数である「スマートフォン」は71.8%となり、「パソコン」(73.0%)との差が前年の4.8ポイントから1.2ポイントに減少しています。また、個人においても、スマートフォンを保有している割合は上昇を続け、モバイル端末全体(携帯電話・PHS及びスマートフォン)の保有割合も上昇しています。



図表3 年齢階層別インターネット利用機器の状況(個人)

※ 当該比率は世帯構成員(個人)のインターネットの利用割合を端末別・年齢階層別に示したものである。(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)※ 携帯電話・PHSは、スマートフォンを除く。



図表4 情報通信機器の保有状況(世帯)

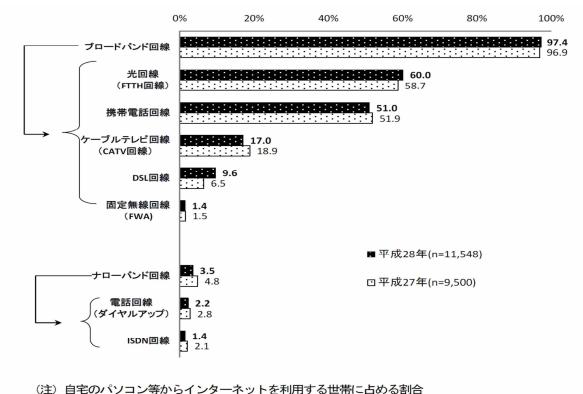
図表 5 情報通信機器の保有状況(個人)

(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)

③ブロードバンドの普及

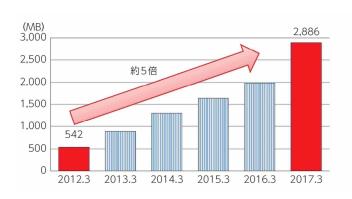
自宅のパソコンやタブレット端末等からインターネット接続している世帯のうち、「ブロ ードバンド回線」を利用している世帯の割合は97.4%となっています。このうち、「光回 線」を利用している世帯の割合は60.0%、「携帯電話回線」は51.0%となっています。

スマートフォンの普及やデータ流通の増加を支えているのが移動通信方式の進化であり, 過去5年間においては、移動通信トラヒィックは約5倍に増加し、現在主流であるLTE は約44倍の1億2千万を超える契約数となっています。



図表 6 自宅パソコンのインターネット接続回線の種類(世帯)

(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)



図表 7

移動通信トラヒックの推移

図表8 LTE契約数



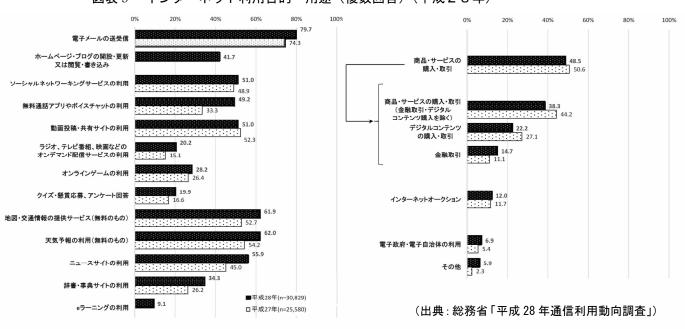
(出典:総務省「平成29年度版 情報通信白書」)

4個人におけるインターネット利用現状

インターネット利用者のインターネットの利用目的・用途をみると、「電子メールの送受信」の割合が79.7%と最も高く、次いで「天気予報の利用(無料のもの)」(62.0%)、「地図・交通情報の提供サービス(無料のもの)」(61.9%)となっています。その他、コミュニケーションや情報収集の手段ばかりではなく、約半数の利用者がネットショッピング等商品・サービスの購入・取引にインターネットを利用しています。

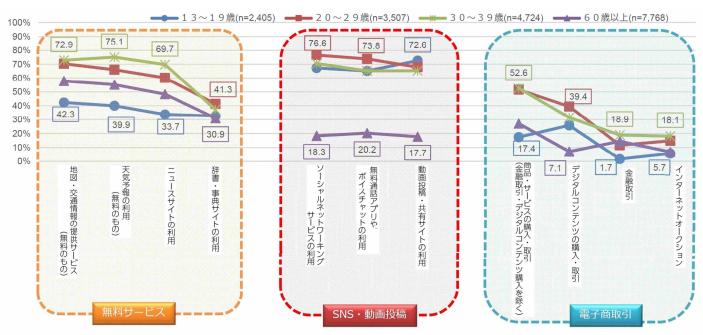
年齢階層別にみると、「SNSの利用」や「動画投稿・共有サイトの利用」では年齢階層による差が大きくなっています。

また、市において行政情報を得ようとする時の、市のホームページの利用については、36.5%が「よく利用する」または「たまに利用する」としていますが、年代が上がるほど低くなる傾向にあります。アクセスされた情報の内容につきましては、直近1年間では、「コミュニティバス時刻表」や「ごみ分別収集カレンダー」「子育て支援センター4か所のカレンダー」等、暮らしや子育てに密着した情報のほか、雇用情報、各種届出・申請方法や施設利用案内等のページへのアクセスが多いという状況です。そうした中、職員が個々に情報発信を行い更新頻度の高い「月・木・SAY 職員のささやき」というコーナーがアクセス数上位に位置しています。



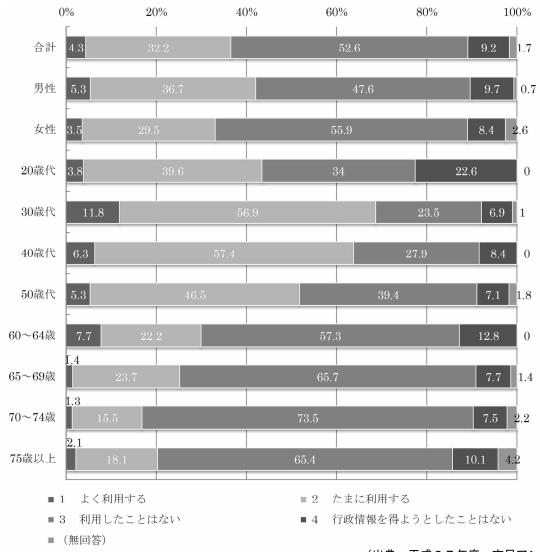
図表 9 インターネット利用目的・用途(複数回答)(平成28年)

図表10 年齢階層別インターネット利用目的・用途(複数回答)(平成28年)



(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)

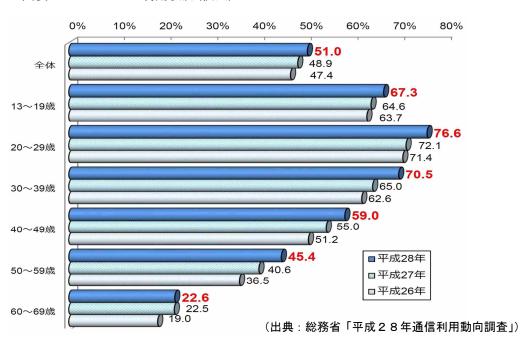
図表 1 1 行政情報取得時の市のホームページ利用状況



(出典:平成27年度 市民アンケート)

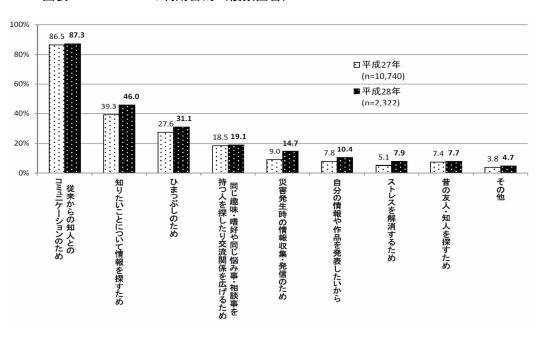
⑤ソーシャルメディアの活用状況

インターネット利用者に占めるSNSの利用者の割合は51.0%となっており、10代~60代の各年齢階層で引き続き上昇しています。利用目的については、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」の割合が87.3%と最も高く、次いで「知りたいことについて情報を探すため」(46.0%)、「ひまつぶしのため」(31.1%)となっています。



図表12 SNSの利用状況(個人)

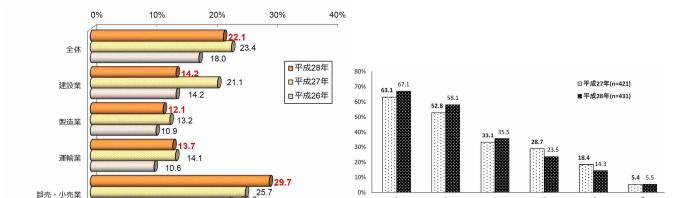




⑥企業における I C T の利用状況 (総務省: 平成28年通信利用動向調査」)

1) ソーシャルメディアサービスの活用状況

企業においては、インターネットを利用している企業のうち、ソーシャルメディアサービスを活用している企業の割合は22.1%となっています。産業別にみると、「金融・保険業」が34.1%と最も高く、次いで「卸売・小売業」(29.7%)、「サービス業・その他」(27.8%)となっています。ソーシャルメディアの活用目的・用途別にみると、「商品や催物の紹介、宣伝」が67.1%と最も高くなっており、次いで「定期的な情報の提供」(58.1%)、「会社案内・人材募集」(35.5%)となっています。



/ 26.1

図表14 SNSの活用状況(企業) 図表15 SNSの活用目的・用途(複数回答)

(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)

会社案内、

2) 電子商取引の実施状況

金融・保険業

サービス業・その他

電子商取引(インターネットを利用した調達・販売)を実施している企業の割合は48.6% となっています。産業別にみると、「卸売・小売業」が60.7%と最も高く、次いで「金融・ 保険業」(52.7%)、「製造業」(51.9%)となっています。

インターネットを利用して販売を行っている企業のインターネット販売モデルについては、「電子商店(自社サイト)」の割合が72.0%と最も高く、次いで「電子商店(電子モールへの出店)」(40.2%)となっています。

3) インターネットを利用した広告の実施状況

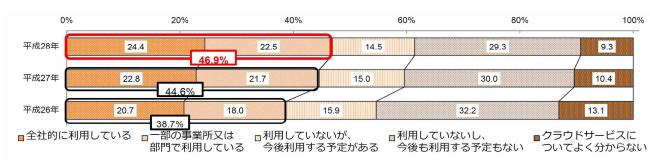
インターネットを利用した広告 (インターネット広告)を実施している企業の割合は25.6%となっています。産業別にみると、「金融・保険業」が52.3%と最も高く、次いで「卸売・小売業」(37.1%)、「サービス業・その他」(29.1%)となっています。資本金規模別にみると、資本金10億円以上50億円未満の企業でインターネット広告を実施した

企業の割合が大きく増えています。

4) クラウドコンピューティングサービスの利用状況

クラウドコンピューティングサービス(以下「クラウドサービス」)を一部でも利用している企業の割合は46.9%となり、前年の44.6%から2.3 ポイント上昇しています。「よくわからない」と回答した割合が減少する等、クラウドサービスへの認知度も上昇傾向にあります。

クラウドサービスの効果については、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」と回答した企業の割合は85.6%となっています。利用したサービスの内容については、「電子メール」の割合が51.7%と最も高く、次いで「ファイル保管・データ共有」(50.7%)、「サーバ利用」(46.7%)となっています。



図表16 クラウドサービスの利用状況の推移(企業)

(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)

⑦安全安心への取組み状況

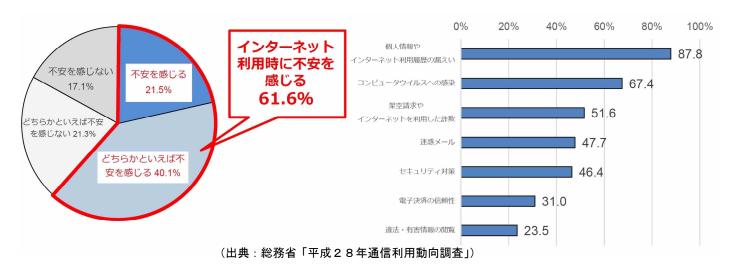
1) 個人情報保護対策、インターネット利用上の不安

インターネットを利用している 12 歳以上の個人のうち、インターネットを利用していて「不安を感じる」又は「どちらかといえば不安を感じる」と回答した世帯の割合が合わせて 61.6%となっています。

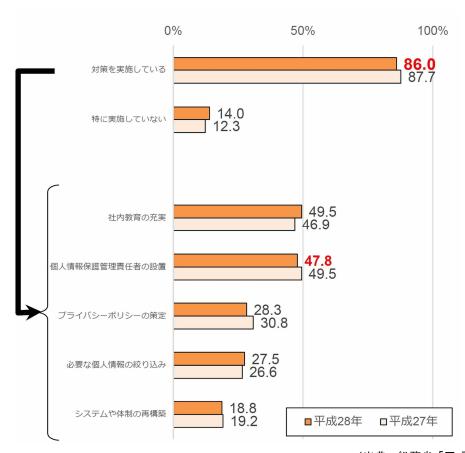
感じている不安の内容については、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」の割合が87.8%と最も高く、個人情報に対する懸念が相当に高くなっています。次いで「コンピュータウイルスへの感染」(67.4%)、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」(51.6%)となっています。

一方で、個人情報保護対策を実施している企業の割合は86.0%となっています。対策内容は、「社員教育の充実」が49.5%となり、前年の46.9%から2.6 ポイント上昇しています。次いで、「個人情報保護管理責任者の設置」(47.8%)、「プライバシーポリシーの策定」(28.3%)となっています。

図表17 インターネット利用における不安とその内容(個人)



図表18 個人情報保護への対策状況(企業)



(出典:総務省「平成28年通信利用動向調査」)

2) 情報通信ネットワークの問題点、セキュリティ対策状況(企業)

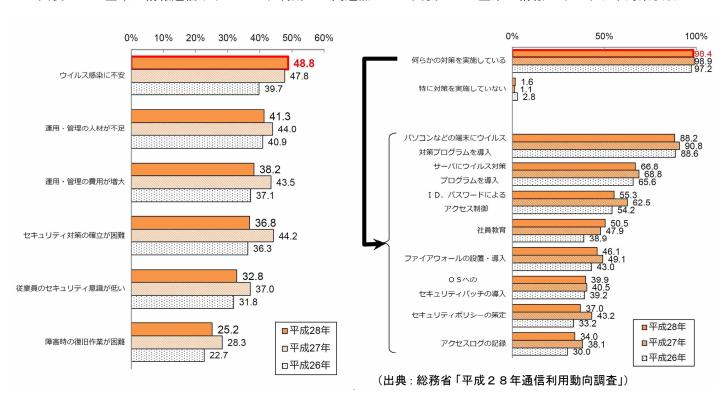
企業が情報通信ネットワークを利用する上での問題点をみると,「ウイルス感染に不安」と回答した企業の割合が48.8%と最も高くなり,次いで「運用・管理の人材が不足」(41.3%),「運用・管理の費用が増大」(38.2%)となっています。

セキュリティについて、何らかの対策を実施している企業の割合は98.4%となり、対応

内容は「パソコン等の端末(OS, ソフト等)にウイルス対策プログラムを導入」が88.2% と最も高く,次いで「サーバにウイルス対策プログラムを導入」(66.8%),「ID,パスワードによるアクセス制御」(55.3%)となっています。

図表 19 企業の情報通信ネットワーク利用上の問題点

図表20 企業の情報セキュリティ対策状況



⑧熊本地震と I C T 利活用 (平成29年度版 情報通信白書より)

東日本大震災後の通信・放送インフラの強靱化や、スマートフォンの普及・利活用の結果、被災地域における情報伝達・情報共有に際し、熊本地震ではICT が大いに活用されました。地震発生時に情報収集に利用された手段は、携帯電話、地上波放送についでLINE が3位でした。

今後、SNS情報のビッグデータ解析(DISAANA)やLアラートを通じた間接広報等、新たなICTツールの積極的な活用が期待されます。

1) 被災地域における情報伝達・情報共有とICTの役割

○通信・放送インフラの強靭化による安心・安全の実現

設備増強が効果を発揮

東日本大震災の教訓を踏まえた強靭化が奏功し、被災地の放送・通信インフラは疎通に大きな支障を来すことなく、停波した基地局でも携帯電話では2週間以内に、放送では72時間以内に復旧し、被災地における多くの住民のコミュニケーションや自

治体・企業等の業務継続を支えました。その成果も踏まえ、引き続きインフラ強靭化の推進が望まれます。

○スマートフォンの普及による多様な情報ニーズへの対応

情報収集の手段としてLINEが3位

東日本大震災以降急速に普及が進んだスマートフォンは、通話や携帯メール、LINEをはじめとしたSNSやインターネットアプリ等の活用により、多様な情報ニーズに応え、その有用性が評価されました。耐災害性の高い利用環境の整備(例、災害時の公衆Wi-Fi無料開放や携帯電話充電器の貸与等)も必要といえます。

○避難時等におけるⅠCT利用環境の充実

災害時 Wi-Fi の利用が進展

「00000JAPAN」として九州全域で最大約55,000のAP(アクセスポイント)の利用開放や避難所でのタブレットを活用した情報集約等,ICTの積極的な活用により,効率的な情報共有が行われました。「00000JAPAN」を「知っていてかつ利用した」のは23%でした。一方,設置対応等に必要な避難所情報の連携,具体的な利用シーンを想定したICTの活用等迅速かつ柔軟な災害時運用が課題となります。

※00000 JAPAN (ファイブゼロ・ジャパン): 通常, 有料で提供している公衆無線 LAN サービスを, 災害時に災害用統一 SSID「00000 JAPAN」の名称で無料開放するもの。

2) 新たなICTツールの積極的な活用と期待される効果

○SNS情報やビッグデータの積極的な活用(DISAANA/D-SUMM)

新たな情報収集手段の可能性

自治体においても、被災者ニーズ等をSNSから直接収集できるビッグデータツール (DISAANA, D-SUMM) の活用が効果的と考えられます。

※DISAANA/D-SUMM: Twitter 上の災害関連情報をリアルタイムに分析・整理して、状況把握・判断を支援し、救援、非難の支援を行う質問応答システム。ツイート内容をカテゴリーに瞬時にふるいわけし、リスト形式又は地図形式で表示することができます。

OL アラートと L 字型画面やデータ放送を活用した間接広報

Lアラートの有用性

復旧期には、L字型画面やデータ放送等を含む地上波放送による間接広報を回答者 (総務省調査)の45%が有用と評価しました。利便性を高め、効率的かつ効果的な情報発信・伝達を行うために、Lアラートの情報入力機能や情報発信体制等の改善を図りながら、同基盤を活用した間接広報の実効性を高めることが求められます。

※Lアラート: 災害発生時やその復興局面等において,避難勧告・指示等の公共情報を発信する 自治体・ライフライン事業者等と,それを伝える放送事業者・通信事業者等を結ぶ共通基盤。

○マイナンバーカードを活用した災害時の本人確認

災害時におけるマイナンバーカード活用

災害時における個人情報の取扱に関する課題として、個人情報の提供の煩雑さや手

書きによる収集の弊害が指摘されています。これらの課題を解決し、より簡便に情報 管理を行うために、マイナンバーカードを活用した本人確認手段等が考えられます。

3)被災時における業務継続とICT

クラウドの活用は4割弱

業務継続への自治体・企業等の意識は高まり、自治体、企業では全ての回答団体(総務省調査)がデータのバックアップを実施していたのに対しクラウドを活用している団体は36.1%にとどまっています。また、費用負担が生じる具体的な取組みについてはシステムの冗長化について複数拠点を持つ企業では46.2%が実施していたのに対し一拠点の企業では対策実施は25.0%等組織の規模によって対応・実現範囲が異なっています。そこで、共通基盤の整備・運用をはじめ、多様な組織がICTを活用し、社会全体の耐災害性を高めていくことが期待されます。

(2) 国のICT政策動向

【これまでのIT戦略】

国は、「I T革命」という言葉が産業革命に匹敵する大転換をもたらすとの考えのもと、平成13年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、いわゆるI T戦略本部を設置し、「e-Japan 戦略」(平成13年1月I T戦略本部決定)を策定することにより、全ての国民がI Tを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組みを開始しました。

当時の重点戦略だったネットワークインフラ(超高速アクセス網)の整備は、前倒しで進捗し3年間で目標を達成しました。その後、「e-Japan 戦略II」(平成15年7月IT戦略本部決定)をはじめとするIT戦略の見直しを重ねながら、ITの利活用に重点を移しつつ、世界最先端のIT国家を目指して(世界最先端IT国家創造宣言)政策を推進し一定の成果を上げています。

こうした中、平成25年5月には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)が成立し、地方公共団体に対しては、これに適切に対応した情報システムの整備や活用が求められています。

○国が自治体に向けて示した主な方針

- ・電子自治体の取組みを加速するための10の指針(平成26年3月策定)
 - ・・・主に、自治体クラウドの推進
- ・新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて (平成27年11月総務省地域創造グループ報告)
 - ・・・ネットワークの分離(基幹系・LGWAN接続系・インターネット接続系)、アクセス管理の強化等

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】 e-Japan戦略 2001年 (超高速ネットワークインフラ整備、電 子商取引、電子政府等のルール整備、 2003年 人材育成など) e-Japan戦略 II (IT利活用に重点) 以降、戦略の累次の見直し 2013年 世界最先端IT国家創造宣言策定 2016年 国・自治体の取組 官民データ活用推進基本法 施行 ● 世界最先端のIT国家を目指して政策を推進 これまでも一定の成果 2017年 ・情報システム改革・業務の見直し(BPR) 官民データ活用推進基本計画 策定 (運用コスト3割削減、システム数6割削減見込) (人事・給与システム、旅費システムの統一化等) 2020年 ・農地情報公開システム ・自治体クラウドの推進 ▲2020年 オリパラ東京大会 ・マイナンバー制度の導入 オープンデータの推進 2050年~

出典:第2回官民データ活用推進戦略会議資料より

【IT戦略の新たなフェーズに向けて】

・SNSを活用した災害時における情報共有の推進等

こうした背景の中、ネットワークインフラ面の技術進歩とあいまって、全ての国民が I T利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」〜データがヒトを豊かにする社会〜のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、国は、国全体の I T戦略の新たなフェーズに向け、官民データ活用推進基本法に基づく「世界最先端 I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月閣議決定)を策定し、必要な施策を推進していくこととしています。

国の官民データ活用推進基本計画の概要

第1部 IT戦略の新たなフェーズ (「データ」がヒトを豊かにする社会の実現)

~官民データ活用推進基本計画による政界最先端 I T国家の創造~

第2部 官民データ活用推進基本計画

- ○官民データ活用推進基本計画における基本的施策
 - 1. 手続きにおける情報通信の技術の利用に係る取組み(オンライン化原則) 10 条
 - 2. 官民データの容易な利用等に係る取組み(オープンデータの推進) 11条
 - 3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組み(マイナンバーカードの普及・活用) 13条
 - 4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組み(デジタル・ディバイド対策等) 14条
 - 5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組み(システム改革, BPR)

※BPR (Business Process Re-engineering)=業務改革

15条

2060年 高齢化率約40%(推計)

地方公共団体の官民データ活用推進計画

官民データ活用推進基本計画に即し,

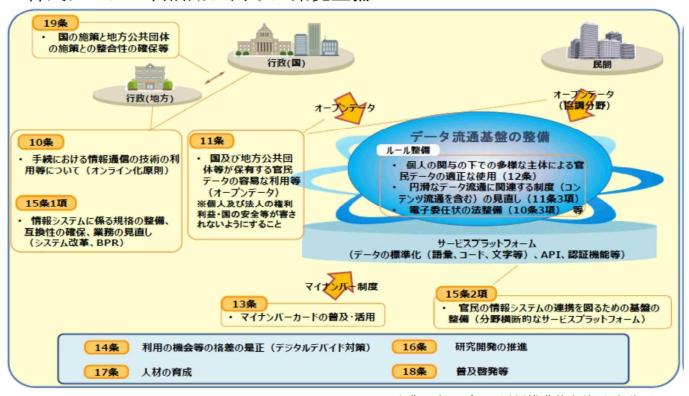
都道府県 都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】(官民データ活用推進基本法9条1項)

市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して 市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】(9条3項)

※地方公共団体において既存の情報化推進計画等がある場合には、雛型で示した施策を 盛り込むことで、これをもって官民データ活用推進計画とすることも可能。

<官民データの利活用に向けた環境整備>



出典:官民データ活用推進基本計画(国)より

また、次世代を担う子供たちの育成も重要であることから、学校教育でのICTの効果的活用により、ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生を目指し、「教育の情報化加速化プラン(平成28年7月、文部科学大臣決定)が示されています。

(3) 茨城県のICT政策動向

茨城県では、I T政策の基本的方向を示す「いばらき I T戦略推進指針」を策定し、平成28年3月28日に I T推進本部(本部長:知事)において決定されました。

平成23年度に策定された前指針は、東日本大震災において、各種の通信設備の損傷や 電源の枯渇、通信規制の問題が広域的に発生し、県民生活におおきな影響を受け、行政の 業務継続においても支障が生じたことを踏まえて指針の見直しが行われ、平成24年3月23日に改定されました。

しかしながら、近年の急激な人口減少や高齢化等といった状況を受け、地域社会の活力の維持や発展に対する危機感が強まる中、モバイルやクラウドといった技術的進展が急速に進む I Tを積極的に活用することにより、地方創生と県勢の一層の発展を図るため、I T の特性を活かした施策展開の方針として新たな指針を策定しました。

この指針は、計画年度を平成28年度から平成32年度の5か年とし、県のIT施策の基本的な方向性を示すものとして、情報化の推進を図っていくものであり、あらゆる分野でITを積極的に活用し、県民やNPO、企業、大学・研究機関、市町村等と連携・協働して指針の推進に取組んでいくものとしています。

図表19 いばらき I T戦略推進指針の概要

(基本目標)

ITの利活用による「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」の実現

(施策展開の視点)

○安全・安心で暮らしやすい社会の実現

県民が健康で安全・安心に暮らせるための社会の仕組みや地域課題の解決に向けて、 ITの利活用を促進する。

○地域の魅力発信・交流促進

本県の地域資源等の魅力を伝えた交流促進を図るため、ITを活用した効果的な情報発信や環境整備を推進する。

○ I T 人材育成・産業の競争力強化

本県の産業競争力の強化を図るため、IT人材の育成やITを活用した新技術や新製品の開発等の支援を推進する。

○情報リテラシーの向上・情報セキュリティ対策

県民がITの利便性を享受し、豊かな生活が送れる情報リテラシー向上を図るとともに情報セキュリティ対策を促進する。

○電子行政サービスの充実

電子行政サービスの利便性向上とともに、業務・システムの最適化による行政の業務 効率化等を推進する。

2 技術的な動向

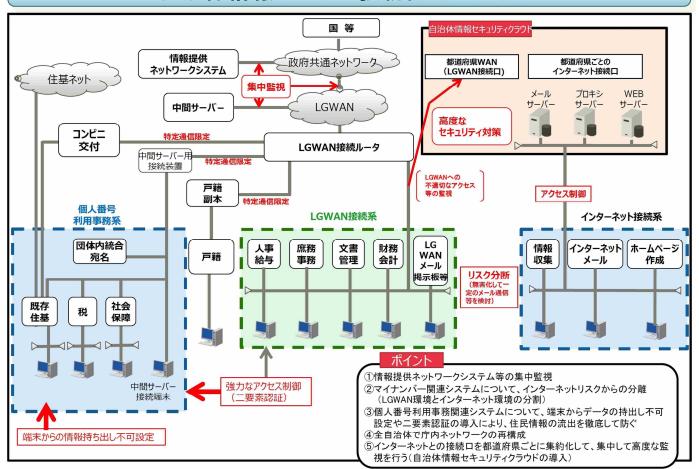
(1) 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて

(平成27年11月総務省地域創造グループ報告)

〈三層の構えで万全の自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を〉

- ① マイナンバー利用事務系(既存住基、税、社会保障等)においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への二要素認証の導入等を図ることにより、住民(個人)情報の流出を徹底して防ぐこと。
- ② マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保に資するため、財務会計等LGWANを活用する業務用システムと、Web閲覧やインターネットメール等のシステムとの通信経路を分割すること。なお、両システム間で通信する場合には、ウイルスの感染のない無害化通信を図ること(LGWAN接続系とインターネット接続系の分割)。
- ③ インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力してインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること

自治体情報システム強靱性向上モデル



(2)マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの利便性を高めるための取組みについて、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、国は平成29年3月に「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を示しました。また、官民データ活用推進基本法においても、「国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講じるものとする。」とされています。

【ロードマップの方向性】

1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

1) 身分証等としての利用

民間企業における本人確認書類としての活用を促進するとともに,官民における職員証・社員証・入退館証としての導入を推進。

2) 行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用等行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

さらに, 政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。

3) 民間サービスにおける利用

行政サービスに限定されず、金融やチケット等民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組みを推進。

2. マイナポータルの利便性向上

平成29年11月に本格運用が開始されたマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取り等、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組みを推進。

3. アクセス手段の多様化

各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討。

(3)オープンデータとパーソナルデータについて

(オープンデータ)

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な利用ルールで公 共データを民間開放する取組みであり、行政の透明性の向上や住民サービスの向上が図ら れるほか、民間事業者によるデータ活用を通じた新たな産業の創出等の効果も期待されて います。

地方公共団体によるオープンデータの取組みを促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」(オープンデータに取り組み始める地方公共団体向けに策定された公開することが推奨されるデータセット・フォーマット標準例(平成29年12月2日公表:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室))等を参考として、市が保有するデータのオープンデータ化推進が求められています。

(パーソナルデータ:非識別加工情報)

一方で、近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビックデータの収集・分析が可能 となる中、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータ(個人の行動・状況等に関する 情報)の利活用を実現する環境整備をすることが求められています。

そうした中、個人情報保護法の改正により「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人の情報を復元することができないようにしたもの」が「匿名加工情報」として定義され、加工基準に従うことや、個人識別のための照合行為の禁止等、その取扱いに関する規律が整備されました。

そして、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図るため、行政機関個人情報保護法が改正され、国の行政機関が保有する個人情報についても、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別情報を事業者に提供する仕組みが導入されました。

これに伴い、地方自治体においても、「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」 (平成29年5月19日付け総行情第33号)を踏まえて、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、保有する個人情報の適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな住民生活の実現を図るため、非識別加工情報の作成・提供の仕組みを導入することが適当であると示されました。

3 取手市の情報化の現状と課題

(1) 市のこれまでの情報化への取組み

①施策等の経過

国が平成13年1月に「e-Japan計画」を策定して電子政府構想を打ち出したことにより県や国との情報交換が電子化されることが予想されたことから,市は平成13年度に「取手市 I T推進計画」を策定,行政の電子化に主眼を置き事務用パソコンの導入を進めました。

さらに、市は、地域に目を向けたインターネットを活用した情報提供、市内の公共機関を結ぶ地域イントラネット等の情報基盤づくり、情報リテラシーの向上、ITの活用能力の向上を位置づけた第一次地域情報化計画を平成16年に策定し、情報化を推進してきました。

その後、第二次、第三次と計画の改訂を続け、暮らしに役立つサービス、協働の推進、IT活用能力の育成、情報のセキュリティ等を計画に位置づけて情報施策を展開するとともに、LGWANや住民基本台帳ネットワーク構築等の国・県が進める事業に対応してきました。また、県と県内市町村が共同で整備・運営するIBBN(いばらきブロードバンドネットワーク)やスポーツ施設予約システム構築事業にも参加し、これらの利活用を進めてきました。

一方で、前計画策定時おいて想定されていなかった、「マイナンバー導入」や「自治体情報システム強靱性向上モデル」への対応等も確実に実施してきました。

○年度別の主な取組み

年度	施 策
平成 11 年度	・市ホームページ開設
平成 12 年度	情報公開条例,個人情報保護条例施行
平成 13 年度	・「取手市 I T推進計画」策定
	・市民を対象としたIT講習会の実施
	・ITワーキングチーム発足
平成 14 年度	・住民基本台帳ネットワークシステムの基本部分稼動
	・戸籍システム運用開始
	・庁内情報システム(イントラネット)運用開始
平成 15 年度	・「第一次取手市地域情報化計画」策定
	・地域公共ネットワーク構築
	(公民館,小中学校,保育所等43カ所を光ファイバーケーブルで接続)
	・住民基本台帳ネットワークシステム本格稼動
	(住民票の広域交付、住基カードの交付等が開始)
	・総合行政ネットワーク(LGWAN)運用開始
	・スポーツ施設予約システム運用開始

平成 16 年度	・電子申請・届出システム運用開始
	・合併に向けたシステム統合作業
	・市ホームページリニューアル
平成 17 年度	・旧藤代地域小中学校と出先機関への光ファイバー網整備
	・市立小中学校に校内LANを整備
	・いきいきネット運用開始
	・学校間イントラネット運用開始
	・キオスク端末設置
平成 18 年度	・市民団体向け、いきいきネット操作講習会開催
平成 19 年度	・県域統合型GISの導入検討
	・取手市観光協会のホームページ運用を開始
平成 20 年度	•「第二次取手市地域情報化計画」策定
	・県域統合型GISの導入
平成 21 年度	・「公文書の電子化」推進にあたりボーリングデータを電子化
	・市議会実況映像の配信を開始
	・校務システムを導入,グループウェアを活用
平成 22 年度	・インターネットを活用した公金クレジット収納開始(軽自税)
	・取手市メールマガジン配信開始
平成 23 年度	・市ホームページリニューアル
	・いきいきネットリニューアル (ASP)
	・ツイッター導入
平成 25 年度	•「第三次取手市地域情報化計画」策定
平成 26 年度	・本庁情報系LAN無線化
	・電子申請・届出システムリニューアル
平成 27 年度	・情報系サーバ更改
	・市ホームページリニューアル
	・バスロケーションシステム導入
平成 28 年度	・教育系ネットワークを既存ネットワークより分離
	・ネットワーク強靱化対応,個人番号系・LGWAN接続系・インターネット接続
	系に分離
	・諸証明のコンビニ交付開始
平成 29 年度	・マイナンバー情報連携
	・マイナポータル,子育てワンストップサービス運用開始

②前計画の実施状況

第三次取手市地域情報化計画については、基本理念に基づき4つの基本目標、15の重 点施策、44の個別施策を設定しました。

平成29年度末時点で,事業の「完了/目標達成」が22施策(50%),事業の「継続」が17施策(38%),事業の「調整」が3施策(7%),事業の「停滞」が2施策(5%)でした。

また、平成30年度以降「一層の推進を図る(拡大・拡充)」とした施策数は13施策(30%)、「引き続き事業を実施(継続)」としたものは14施策(32%)、「情報化の手法等について再検討(再検討)」としたものは5施策(11%)、「情報化の必要性がない(廃止)」としたものは2施策(5%)でした。

図表 2 1	第三次取手市地域情報化計画の実施状況

総合評価	施策事業数
完了/目標達成	22 (50%)
継続	17 (38%)
調整	3 (7%)
停滞	2 (5%)
合計	44 (100%)

施策の方向性	施策事業数	
完了	10 (22%)	
一層の推進を図る	13 (30%)	
(拡大・拡充)	13 (30%)	
引き続き事業を実施	14 (32%)	
(継続)	14 (32%)	
情報化の手法等について再検討	5 (11%)	
(再検討)	5 (11%)	
情報化の必要性がない	2 (5%)	
(廃止)	2 (0/0)	
合計	44 (100%)	

- 注)「実施状況」の定義は、次のとおりです。
 - ・「完了/目標達成」: 計画通りまたは別の手段で実現
 - ・「継続」: 概ね計画通りまたは別の手段で対応中
 - ・「調整」: 計画より遅れているが達成に向け検討中
 - ・「停滞」: 計画より遅れており廃止を含め検討中

第三次取手市地域情報化計画では、4つの基本目標を設定しました。

▶ 目標1

『暮らしに役立つ行政サービスの推進』

▶ 目標 2

『市民と行政の協働の推進とICT活用能力の育成』

▶ 目標3

『効果的・効率的な市政の推進』

▶ 目標4

『市民に信頼されるセキュリティが確保された情報化の推進』

この4つ基本目標別に「完了/目標達成」又は「継続」の割合をみると、目標1では94%、 目標2が100%, 目標3が72%, 目標4が88%で, 目標3の割合が低い結果となりました。 これは、調査・研究及び検討の結果、国の制度面の整備が必要であったり、茨城県の共 同システムを利用していることにより市単独の対応では実現が困難であること等が主な理 由となります。

計画全体 50% 39% 7% 5% 目標1 82% 12% 6% 目標2 12% 88% 目標3 36% 36% 18% 10% 目標4 38% 50% 12% 0% 20% 40% 60% 80% 100%

■完了/目標達成 ■継続 □調整 □停滞

第三次取手市地域情報化計画の総合評価状況 図表22

③前計画の評価

第三次取手市地域情報化計画の期間中は、社会情勢の変化、高度なICT技術の進歩を背景に、行政サービスにおいてICTを利活用する機会が広がりました。

こうした状況下,本市においても行政サービスのあるべき未来像を見据え4つの基本目標を骨子とした施策を実施してきました。

第三次取手市地域情報化計画では、全44施策中、「完了/目標達成」又は「継続」の施 策は39施策、率としては88%となりました。

一方で、「調整」又は「停滞」の施策は5施策、率としては12%となりました。これは目標3に含まれるICTを利活用した効果的・効率的な市政の推進分野において、背景として市単独の対応では困難な事情を含んでいることが主な理由です。

以上から、本市が計画した施策は概ね達成されたと判断できます。また、計画策定時において想定されていなかった、「マイナンバー導入」や「自治体情報システム強靱性向上モデル」への対応等も確実に実施してきたことから、社会情勢の変化にも柔軟に対応してきたといえます。

急激に加速、かつ高度化していく情報化社会において、今後もICTがさらに個人の生活に深く浸透していくことが想定される中、本市の情報発信については、市ホームページでのわかりやすい情報発信だけでなく、多様なメディアを活用していく手法が求められると考えられます。

情報発信の必要性が高まる一方で、情報セキュリティの脅威が増していることから、本市で取り扱う情報には市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報等があることを踏まえて、確実にこれらを保護していくためにも、次期計画でも引き続き情報セキュリティ対策を適切に実施していくことが必要です。

④情報化推進の課題と方向性

〇利用者のニーズから

▶ インターネットの普及率は依然上昇傾向にあり、我が国おいては現在83.5%と高いものとなっています。また、回線種別についても、「ブロードバンド回線」を利用している世帯の割合が97.4%と通信環境もほぼ整っている状況にあります。

こうした状況の中、利用者のインターネットの利用内容は、「ホームページの閲覧」、「電子メールの送受信」のほか、「SNS」「通信販売・オークション」等が中心となっており、また、ニュース、天気予報、交通・地図情報等の生活に密接な情報を手軽に入手するツールとして活用が進んでいます。これらから、インターネットは、コミュニケーションツール、情報収集のツール、趣味のツールとして日々の生活に浸透していることがうかがえます。そして、これまで災害時には、有効な連絡手段・情報収集手段としても重要な役割を果たしています。

▶ 市が発信する行政情報の収集方法としては、30代~50代を中心にホームページの利用が進んでいます。生活に密接な情報の収集ほか、更新頻度の高い新鮮な情報へのアクセスが多い状況がうかがえます。

また、インターネット全体としても単なる情報の収集だけにとどまらず、通信販売やオークション等インターネットで完結する手続きの利用者も少なくないことから、行政の各種手続きについても今後さらなるオンライン化の拡充を検討するとともに、市民に対し積極的な周知広報を図り、市民が利用したい電子サービスのアクセスを容易にしていく工夫が必要と考えます。

- ▶ インターネットの接続機器としては、スマートフォンを中心にモバイル端末の利用がパソコンの利用に迫り、利用率も高く (71.8%)、今後、さらなる普及が見込まれます。そうしたことから、携帯端末を利用してインターネットに接続することが一般的になっており、こうした携帯型端末を意識した情報の提供が求められます。
- ▶ 一方で、インターネットの利用に不安を感じている利用者も少なくなく、情報化を進めるに際しては、「個人情報の漏えいやプライバシーの保護」等セキュリティに細心の注意を払うことが必要となります。特にインターネットは使い方によってはいやがらせ、いじめ、犯罪等の温床ともなりうることから、安全なインターネットの使い方も十分に理解する必要があります。

また、市域内での通信環境の地域差は解消されていますが、ホームページの利用状況等から、高齢者においては、デジタル・ディバイドへの懸念が大きいことも読取ることができます。例えば、市内施設に配置しているキオスク端末等、情報弱者に対し有効な情報伝達手段の一つですが、十分に活用されておらず、これらの運用も見直していかなければなりません。

今後、情報化を推進するにあたっては、ネットワークのセキュリティ等に関する市民及び市職員のリテラシー向上や、デジタル・ディバイドの是正について取組んでいくことにより、市民の不安を解消していくとともに、より多くの市民にICTの恩恵を享受していただく環境づくりが求められます。

○国県の方針から

▶ 国が示す官民データ活用推進基本計画では、「『データ』がヒトを豊かにする社会の実現」 として、 I T戦略の新たなフェーズに向けた基本的な施策を示しています。また、県にお いても同様の情報化施策を進めています。

これは、行政手続きのオンライン化の原則、オープンデータの推進、マイナンバーカードの普及・活用、デジタル・ディバイド対策、そして、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等を柱とし、国・地方一体となった情報施策の展開を目指しています。そうした中、自治体クラウドの推進により情報システムの効率化を図ることを目的として、情報システムの見直しが求められています。

市の情報化政策を検討するにあたっては、これら様々な施策との整合性を十分に考慮する必要があります。

○市の課題から

- ▶ 少子高齢化・人口減少が進行する中、今後の行政運営には、ICTの活用によるより一層の行政の効率化、魅力的な情報の継続的な発信が求められています。また、実施にあたっては、技術的進展が急速に進むICTを積極的に活用し、業務の省力化や多様なメディアによる情報発信等を検討する必要があります。
- ▶ネットワーク構成については現行の情報系サーバ導入に際し大規模な見直しを実施しましたが、その後、マイナンバー運用や自治体情報セキュリティ強靭化への対応等当初想定していない運用を行っていることから、ネットワーク構成が非常に煩雑なものとなっています。また、庁舎内に張り巡らされたネットワークケーブル類も敷設から相当の年数が経過し、経年劣化による不具合が心配されます。こうしたことは、システム障害時の原因切り分けを困難とし、業務継続に支障をきたす恐れがあります。次期情報系サーバ更新際してはこうした状況を考慮し、システム及びネットワークの再構成を検討する必要があります。
- ▶ 番号法施行以降, 自治体情報システムのより一層のセキュリティ強化が求められています。市のセキュリティポリシーを再点検し徹底するとともに, 各種チェック機能の形骸化を防ぐことが必要です。その上で, 事務効率低下を最低限とするためのバランスをどのようにとるか, さらに検討を進めていく必要があります。また, 情報システム以外の情報とも整合性のとれた情報管理を進めていく必要があります。
- ▶多くの行政事務のICT化が進む中,災害時等に業務を継続するために,災害に強いシステムの構築を進めていますが,未対応の情報システムについては,クラウド化や冗長化をさらに進めていく必要があります。また,予期せぬ災害時に,情報システムへの被害を最低限に止めるとともに,復旧手順を明らかにし,災害に備えることが必要です。

第3章 情報化推進施策の展開

1 施策見直しの方針

新たな情報化計画の策定にあたっては、情報化を取り巻く環境の変化や、国・県方針との整合性を勘案し、前情報化計画の検証で示した現状と課題を踏まえつつ、情報ツールを活用した活力と魅力に満ちたまちづくりや、行政情報化による市民サービスの向上及び行政経営の効率化、そして、情報システムの安全性の確立等を計画的に進めていくため、市として推進すべき情報化政策の方向性を明らかにし、今後の施策の展開を図る指針とします。

2. 推進にあたっての留意点

ICTを利用できない市民やICTを自ら利用する意思のない市民もいます。これらの市民が行政サービスを受けられないことがないようにしなければなりません。複数の手段を設けたり、他のサービスで補ったりすることにより、ICTを利用していない市民へ配慮します。

また、情報化を進めるにあたっては、アクセシビリティーに配慮します。

さらに、ICTを敬遠している市民に対しては、本市の各種ICT関連施策の周知を通じて、ICTのメリットを伝えることにより、利用の拡大に努めます。

3 基本施策の考え方

(1)総合計画と情報化施策との関連

「第六次取手市総合計画」の基本計画「とりで未来創造プラン2016」(計画期間:平成28年度~平成31年度)では、基本構想における将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けて、本市の状況・課題・時代潮流・まちづくりの基本方針を勘案し、策定後4年間において、特に重点的に実施していく施策の大きな枠組みとなる「テーマ」及び重点施策を設定しています。

そうした中,情報化の推進については,基本構想及び基本計画に掲げるまちづくり実現 に向けた効果的なツールとして,個別の施策に位置づけられています。

(第六次取手市総合計画 とりで未来創造プラン2016より抜粋)

総論

② 時代の潮流

4 情報通信技術 (ICT) の発展・普及

近年,インターネットや携帯電話等,情報通信技術が飛躍的に発展・普及したことにより,様々な分野で生活利便性が向上し,誰もが必要なときに必要な情報を容易に得ることが可能となりました。

自治体においても、住民に対する日常的な情報提供や災害時の情報提供、教育や 福祉分野等の行政サービスを効率的に執行・提供する手段として、高度な情報通信 技術の積極的な活用を進めています。

他方で,急速な情報化の進展により,セキュリティの確保や個人情報の保護等への対応が必要不可欠になっています。

各論

テーマ1:活力の創出

※計画策定後に新たに対応した重点事業

	か可画水足及に初たに <u>対応した</u> 重点事来
重点施策	概 要
戦略1:地域活性化の推進	
重点施策1 市内企業の支援と産業の活性化	
重点事業 【産業振興ICT推進事業】	⇒ICTを活用し, あらゆる産業における取手ブランド
	を全国に向けてPRするとともに, 市内事業者相互の参
	加による異業種間交流を促進し, 市内産業全体の活性化
	を図ります。
	・企業フェイスブックページの開設支援
	・フェイスブックページ勉強会開催
	・インターネットショップ「取手本舗」
	今後もICTを活用し市内産業の活性化を図ります。

テーマ2: 少子高齢化への対応

重点施策	概 要
戦略1:次世代育成の推進	
重点施策 1 若年層の定住化・子育て世代支 援策の展開	※子育てワンストップサービス(マイナポータル)
重点施策 2 学校教育の充実	
重点事業【学力向上推進事業】	⇒基礎的な知識・技術や思考力・判断力・表現力及び学習意欲の向上や能動的な学び(アクティブラーニング)を進めるためにタブレット型パソコンやデジタル教科書の更なる導入活用により I C T 教育を推進します。
重点事業【児童生徒の安全対策事業】	⇒メール等による不審者等の情報提供や非常通報システムの整備により、児童生徒の安全を確保します。
重点事業【学校図書館のネットワーク事業】	⇒取手市立図書館と学校図書館の連携を図り、学校間の相互利用や学校から市立図書館の図書が利用できるように、ネットワークシステムを構築します。

重点施策3 イメージアップ施策の推進 重点事業【動画による魅力発信事業】

⇒市の行事・イベント等の記録動画による情報発信や市 民自らが市の魅力的な情報発信を行うことによって認 知度のさらなる向上を目指します。

重点事業【市民協働による魅力発信事業】

⇒市民PR組織のメンバーをコアとした情報発信を行っていき、より多くの市民の参画及び情報発信の促進を図っていきます。また、特設WEBサイトを媒体として、市民発の動画・写真による市の魅力発信を継続的に進めるのに合わせて、利用促進に向けた取組みを並行して展開していきます。

テーマ3:協働と持続可能な自治体経営

重点施策	概 要
戦略1:協働の担い手づくり	
重点施策1 地域ボランティアの育成と活用	
重点事業【市民活動情報サイト運営事業】	⇒市内で行われている市民活動に関する情報を広く紹介・周知し、市民活動がしやすい環境を構築することにより、市民活動の参加促進・活性化を図ります。 登録団体の意見を聞きながらサイトのあり方について検討し、登録団体及び閲覧者の増加を図るとともに登録団体へのサポート体制やサイト運営の強化を図ります。
戦略2 健全な行政運営の推進	※マイナンバーカード活用検討
重点施策1 行政運営の効率化	※セキュリティ、ネットワーク強靱化
重点事業【コンビニ諸証明書交付事業】	⇒個人情報の適正な管理を行うとともに、住民の利便性向上と窓口の効率化を目指し、システムの構築と費用対効果の検証を進めます。

(2) 基本目標

第四次取手市情報化計画の策定に当たっては、総合計画で示された情報化施策に加えて 国や県のICT指針、社会情勢や技術動向等を勘案し、現状と課題を踏まえた情報化推進 の方向性をもとに総合的に検討した結果、4つの目標を設定し、情報化施策に取組んでい くこととします。

(目標1) 便利でわかりやすい電子行政サービスの推進

(目標2) ICTを活用した暮らしやすい社会の推進

(目標3) ICTを活用した効果的・効率的な市政の推進

(目標4) 信頼度の高い安全で安心な情報化の推進

(3)情報化推進の方針

(目標1)便利でわかりやすい電子行政サービスの推進

電子自治体推進の重要な目的に、利用者の利便性の向上があります。

官民データ活用推進基本法にも掲げられている行政手続きの原則オンライン化を目標に、市民が必要な時に必要な情報を容易に入手できる情報提供や情報発信の手段、そして電子申請をはじめ行政のオンライン手続きを拡充し、ICTを活用した電子行政サービスや市民に身近な場所での行政窓口の充実による、便利でわかりやすい電子自治体の推進を図っていきます。

さらに、マイナンバーカードを利用した行政手続きの簡素化等による市民サービスの向上や、子育て分野におけるワンストップサービスで等便利でわかりやすいサービスを充実させていきます。

また、SNSやスマートデバイスの普及により、市民はいつでも、どこでも情報へのアクセスが可能となっています。これらを市民に対する情報発信を強化する絶好の機会と捉え、ニーズの高い情報を的確に発信していきます。

一方で、少子高齢化や人口減少等の諸問題への対応には、市外への情報発信も重要となっています。「とりで」の魅力を対外的に発信するため、ICT活用はとても有効なものとなります。魅力あるコンテンツの充実と多チャンネルでの情報発信を推進し、さらなる情報発信の強化を図ります。

【重点的に取組む施策】

- 1. わかりやすいホームページによる情報提供
- 2. 多様なメディアによる情報提供
- 3. オンライン手続きの拡大と利用促進
- 4. 公金納付方法の多様化への対応
- 5. マイナンバー制度への対応(情報連携,マイナポータル)

(目標2) ICTを活用した暮らしやすい社会の推進

近年の急激なスマートデバイスの普及により、市民はいつでも、どこでも情報へのアクセスが可能となりました。また、モノとインターネットがつながるいわゆるIoT機器も様々な分野で普及しています。さらに、クラウド技術の進展により、様々な形態で情報の共有が可能となっています。

このような中、まちづくりにおけるICTの役割は健康、福祉、教育、防犯・防災、そして産業振興等様々な分野で年々大きくなっています。ICTの特徴を捉え、そして活用し、まちづくりに市民が地域の主体として参加、参画、協働できる環境の整備を進め、健康づくりをはじめとした住民参加の促進や地域の安全・安心の確保等健やかで豊かなまちづくりにICTを活用していき、さらに、起業支援等地域の活性化にICTを活用した活力あるまちづくりを目指していきます。

一方で、ICTを活用した暮らしやすいまちづくりの実現には、市民の情報格差の解消や情報リテラシーの向上が欠かせません。官民データ活用推進基本法においても利用の機会等の格差の是正に係る取組み(デジタル・ディバイド対策等)は基本的施策の一つとして掲げられています。

情報格差の解消を支援するにあたっては、現在、市内公共施設に配置してあるキオスク端末のありかた等を再考したうえで、その他の新たなデバイスの活用も含めて、より多くの市民が欲しい情報を手軽に入手できる手法の検討を進めます。

近年では、豊かな教育環境の実現にも、ICTの活用は欠かせないものとなっています。 誰もがICTの恩恵を享受できるよう、次世代を担う子供たちの教育環境の充実や、市民 の生涯学習が可能な環境づくり等未来に向けたまちづくりにICTを活用していきます。

また、官民データ活用推進基本法では官民データの容易な利用等に係る取組み(オープンデータの推進)、個人番号カードの普及及び活用に係る取組み(マイナンバーカードの普及・活用)も掲げています。

オープンデータは行政が保有する公共データを二次利用可能な形で提供するため、単に「透明性・信頼性の向上」だけが目的ではなく、「市民参加・協働の推進」や「経済活性化・行政の効率化」にもつなげられるものです。マイナンバーカードについては、個人番号を使用しない生活インフラとしての様々な活用方法が研究・提案されています。そうしたことから、市では、オープンデータの提供の方策、マイナンバーカードを利用した新たなサービスの可能性について検討を進めていきます。

【重点的に取組む施策】

- 1. 健康, 福祉, 教育, 防犯・防災, 産業振興分野でのICT・IoTの活用
- 2. ICT活用能力の育成
- 3. オープンデータ活用等の検討
- 4. マイナンバーカード活用(普及,及び,新たなサービスの可能性の検討)

(目標3) ICTを活用した効果的・効率的な市政の推進

行政サービスの向上と行政運営経費の節減を実現するためには、ICTは欠かせない手段となっています。定型業務の省力化を進めることにより、経費削減だけではなくより細かな行政対応が可能となるように、業務へのICT活用をさらに検討・推進していきます。

しかしながら、本市の主要な業務が情報システムに移行した結果、情報システムの維持 管理等にかかるコストが増大し、より効率的な運用が求められています。

また、情報システムは導入すればそれで終わりではなく、維持・管理・運用を継続していかなければなりません。このことを考慮した上で、より継続性の高い新しい技術を活用したシステムへの移行を進める必要があり、市でも、行政システムのクラウド化に積極的に取組む等基幹業務を中心にシステムの見直しを図っています。

こうしたことから、現行の情報システムについては、最大限の利活用を進めるとともに、 今後も、効率化の可能な業務の洗い出しを進め、ICTを活用した業務改革や情報システムの最適化を推進し、業務コストの削減やICT投資の適正化を図り、効率的でスリムな行政運営を目指していきます。

また、官民データ活用推進基本法では、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組み(システム改革、BPR)を基本施策のひとつに揚げています。これは、業務を見直し作業手順の標準化を進める一方で、システムやデータも標準化を進め情報システムの効率化を図るものです。自治体クラウド構築による複数自治体によるシステムの共同調達の推進もこの手法の一つとなります。

市では、こうした動向の中で、電子申請、施設予約、統合型GIS等一部システムについては、県内市町村の共同システムを利用しています。基幹系業務については、単独型クラウドではあるものの、以前から業務の標準化、クラウド化に積極的に取組んでいるところです。これらの取組みを継続し、より一層高いレベルを目指すとともに、メリット・デメリットを十分に検証した上で自治体クラウド導入の可能性等新たな取組みの検討も行います。

【重点的に取組む施策】

- 1. 行政事務の効率化
- 2. 業務システムの最適化

(目標4)信頼度の高い安全で安心な情報化の推進

情報ネットワークシステムを活用したサービスや電子データによる事務処理の増加により、利便性が飛躍的に向上しました。しかしながら、電子データは、紙媒体と違い、多量な情報を小さな媒体に格納することや、ネットワークを通じて瞬時に送ることができます。便利になった一方で、不正侵入によるデータの破壊・改ざん・流出といった脅威が増しており、職員の誤操作や記録媒体の紛失・盗難等による情報漏えいの恐れもあります。

情報セキュリティに非常に関心が高まる中、国も、マイナンバー制度運用への対応や日本年金機構の年金情報流出に端を発した情報漏えい事故への対策等を踏まえ、自治体情報システムセキュリティの強靭化を推進し、報告書「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」を示しました。

また、現在、情報システムは、市のあらゆる業務で取り入れられ、利用されるようになりました。その結果、業務は、情報システムに大きく依存することとなりました。このため情報システムが、障害等により予期せず停止した場合の影響は計り知れません。

そのようなことから、情報セキュリティ対策にあたっては、「自治体情報システム強靭性 向上モデル」の完全実施を目指すとともに「取手市情報セキュリティポリシー」に基づく 適切な情報システムの運用体制を確保します。その上で、業務の効率低下を防ぐシステム 構成の検討を進めていきます。

また、市が保有する情報資産の保護と管理について、職員が共通の認識を持ち情報セキュリティの向上を目指すことを目的として、定期的に研修を実施し情報セキュリティ対策を組織内に浸透させていきます。これらの取組みから、より厳格に情報の機密性・完全性・可用性を維持するとともに、情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる現象や事故が発生した場合の体制整備を進めます。そして、情報セキュリティ対策の実施状況を継続的にチェックし、情報セキュリティ水準の維持・向上を図るとともに、「個人情報の保護に関する法律」及び「取手市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。

また,災害等不測の事態においても,自治体として業務継続の確保が可能なシステムの構築を進めるとともに,システム停止時に速やかな業務復旧を可能とする体制を整えていき,安全・安心なまちづくりを目指していきます。

【重点的に取組む施策】

- 1. 情報セキュリティレベルの向上
- 2. 情報セキュリティチェック体制の整備
- 3. 障害・災害に強いシステムの構築

(4) 取組み事項に対する考え方

①本計画にない取組みに対する考え方

前項で示した「重点的に取り組む施策」については、次項で、より具体的な「取組み事項」と「スケジュール」を掲げます。この取組み事項は、本市における情報化に関する取組みすべてを網羅するものではありません。本計画策定時に、特に重要と考えられるものを抽出したものです。

従って、国や県の制度の制定・改正により即時にICTを利用して対応しなければならない場合や国・県の財源措置が時限的に設けられ、有利に情報システムを導入することができる場合等、「取組み事項」としての記載がなくても、優先的に実施する場合があります。前計画期間内にも、マイナンバー制度導入や自治体情報システムのセキュリティ強靭化対応等、重要な制度改正への対応が求められたところであります。その他、社会保障に関する制度等は、法規等の改正が頻繁に行われ、その都度、情報システムの対応を迫られる場面が多々あります。また、リース期間が切れた機器や新しい基本ソフト(OS)に対応するための更新等、現状を維持するために定期的に実施しなければならないものもあります。これらについては、本計画で示した「情報化推進の方針」を踏まえつつ、新たな事業を着実に進めることが必要となります。

②既存の取組みに対する考え方

本計画では、新たに始めるサービスやシステムのみを取り上げるわけではありません。 すでに導入済みのサービスにあっては、利活用の拡大を進めていく必要があります。そし て、これらが有効に活用されているかを確認する必要があります。実績が芳しくないもの は、原因を探り対策を講じていかなければなりません。重点的に利活用を進める必要があ るものについて、このような視点で計画に挙げることにより、より推進する立場を明確に します。

③検討すべき取組みに対する考え方

本計画の取組み事項で「検討」、または、「調査・研究」という表現にとどまっている場合があります。これらは、実施ありきで検討するわけでなく、実施の可否、費用対効果、市民ニーズ、導入時期の見極め等を含めて検討を行うことを意味します。ICTについては、新たな技術やモデルやサービスが入れ替わり出てきています。これらは、一時的に話題を呼ぶだけで、未成熟のまま市場で試され、消えていくものもあります。一方、成熟・定着するのを待っていると、情報化に遅れを取ることにもなりかねません。常に最新の技術やモデルやサービスにアンテナを張り巡らせ、実施の可能性を探りながら、調査・研究を続けることが求められています。重点的に検討、調査・研究する必要があるものは、このような視点で計画に挙げることにより、積極的に検討等を進める立場を明確にします。

●取手市第四次情報化計画 施策体系全体図

(目標1)便利でわかりやすい電子行政サービスの推進

1-1わかりやすいホームページによる情報提供担当課1-1-1情報発信力の向上魅力とりで発信課1-1-2モバイル端末向けサイトの運用魅力とりで発信課新規1-1-3市民協働による魅力発信事業魅力とりで発信課1-1-4地図情報の効果的な活用情報管理課1-2多様なメディアによる情報提供担当課1-2-1メールマガジンの利用拡大魅力とりで発信課
1-1-2モバイル端末向けサイトの運用魅力とりで発信課新規1-1-3市民協働による魅力発信事業魅力とりで発信課1-1-4地図情報の効果的な活用情報管理課1-2多様なメディアによる情報提供担当課1-2-1メールマガジンの利用拡大魅力とりで発信課
新規1-1-3市民協働による魅力発信事業魅力とりで発信課1-1-4地図情報の効果的な活用情報管理課1-2多様なメディアによる情報提供担当課1-2-1メールマガジンの利用拡大魅力とりで発信課
1-1-4地図情報の効果的な活用情報管理課1-2多様なメディアによる情報提供担当課1-2-1メールマガジンの利用拡大魅力とりで発信課
1-2 多様なメディアによる情報提供 担当課 1-2-1 メールマガジンの利用拡大 魅力とりで発信課
1-2-1 メールマガジンの利用拡大 魅力とりで発信課
1-2-1 メールマガジンの利用拡大 魅力とりで発信課
1-2-2 ソーシャルメディア(SNS)の活用 魅力とりで発信課
新規 1-2-3 動画による魅力発信事業 魅力とりで発信課
重点 新規 1-2-4 まちなか情報発信機能整備事業 中心市街地整備
1-3 オンライン手続きの拡大と利用促進 担当課
1-3-1 いばらき電子申請・届出システムの利用拡大 情報管理課
新規 1-3-2 市民大学事務のICT導入の検討 スポーツ生涯学習
1-4 公金納付方法の多様化への対応 担当課
1-4-1 地方税ポータルシステム(eLTAX)の利用拡大 課税課
1-4-2 コンビニ収納の拡充と利用拡大 納税課
1-4-3 クレジットカード決済の利用拡大 納税課
新規 1-4-4 地方税共通納税システムの構築 納税課
1-5 マイナンバー制度への対応(情報連携,マイナポータル) 担当課
情報管理課
重点 新規 1-5-1 マイナポータルの活用による各種申請の電子化の促進 子育て支援課
年担1.5.2 情報事性におけるから利用事務化の推進 様報管理課
新規 <mark> 1-5-2 情報連携における独自利用事務化の推進 情報管理課</mark>

(目標2)ICTを活用した暮らしやすい社会の推進

2	-1 健康,	福祉, 教育, 防犯・防災, 産業振興分野でのICT・IoTの活用	担当課
新	f規 2-1-1	被災者生活再建支援システムの構築の構築	安全安心対策課
新	f規 2-1-2	児童生徒の安全対策事業	学務給食課
新	f規 2-1-3	健康に係る各指標の「見える化」システムの運用	健康づくり推進課
新	f規 2-1-4	高齢者見守りシステムの運用	高齢福祉課
重点 新	f規 2-1-5	産業振興のICT活用	産業振興課
新	f規 2-1-6	学校図書館のネットワーク事業	図書館
新	f規 2-1-7	NPO・ボランティア活動情報の発信・提供環境の強化	市民協働課
新	f規 <mark>2-1-8</mark>	いじめ防止アプリケーションの導入	指導課
2	-2 ICT活	用能力の育成	担当課
新	f規 2-2-1	学力向上推進事業(学校教育の情報化推進)	学務給食課
	2-2-2	市民のパソコン講座の開催	スポーツ生涯学習課
	2-2-3	市職員の情報システム活用研修の実施	情報管理課
2	-3 オーフ	プンデータの活用等の検討	担当課
重点 新	f規 2-3-1	各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進	情報管理課
新	f規 2-3-2	非識別加工情報の提供の仕組みの検討	情報管理課

2-4 マイナンバーカード活用(普及,及び新たなサービスの可能性の検討)	担当課
重点 新規 2-4-1 マイナンバーカードの行政利用の検討	情報管理課

(目標3)ICTを活用した効果的・効率的な市政の推進

	3-1	行政事務の効率化	担当課
	新規	3-1-1 文書等のネットワークスキャニング環境の整備	情報管理課
	新規	3-1-2 タブレット端末による議会運営の検討	議会事務局
	新規	3-1-3 給食費徴収システムの導入の検討	学務給食課
重点	新規	3-1-4 井野なないろ保育所・地域子育て支援センターのIC	T導入 子育て支援課
		3-1-5 財務会計システムにおける新地方公会計制度への	対応 財政課
	新規	3-1-6 勤休管理システムの導入	人 <mark>事課</mark> 学務給食課
	3-2	2 業務システムの最適化	担当課
		情報管理課	
		3-2-2 地理情報システムのデータ統合・連携	情報管理課
重点	新規	3-2-3 自治体クラウド構築の検討	情報管理課

(目標4)信頼度の高い安全で安心な情報化の推進

4-	4-1 情報セキュリティレベルの向上						
	4-1-1	情報セキュリティ実施手順書の整備	情報管理課				
新	規 4-1-2	各課所管のストレージ設置場所の整備	情報管理課				
新	規 4-1-3	各課メールアドレスのLG.JPドメインへの移行可能性の検討	情報管理課				
重点 新	規 4-1-4	ネットワーク強靱化の推進	情報管理課				
,	4-1-5	情報資産管理業務の最適化	情報管理課				
	4-1-6	庁内通信ネットワークの強化	情報管理課				

4-2 情報セキュリティチェック体制の整備	担当課
4-2-1 情報セキュリティ監査体制の整備	情報管理課
4-2-2 ネットワーク監視の充実	情報管理課
4-2-3 情報セキュリティ緊急時対応計画の策定·運用	情報管理課

4	-3 障害・災害に強いシステムの構築	担当課
	4-3-1 ファイルサーバの管理の強化	情報管理課
重点	4-3-2 クラウドコンピューティングの利用	情報管理課
1		情報管理課
		情報管理課

4 個別施策の具体的方向

第四次取手市情報化計画で、今後実施していく取組みについて、情報化施策体系に沿って取りまとめました。

なお, 官民データ活用推進法の基本的施策に対応した個別施策には次のように表示しています。

【法 10 条: オンライン化原則】

【法 11条:オープンデータの推進】

【法 13条:マイナンバーカードの普及・活用】

【法 14条:デジタル・ディバイド対策等】

【法 15条:システム改革, BPR】

標記の注釈 ▶ 重点的に取組む施策…重点 ▶ 第四次取手市情報化計画から設定した施策…新規

(目標1) 便利でわかりやすい電子行政サービスの推進

1-1 わかりやすいホームページによる情報提供

【取組み方針】

ホームページを活用し、市民が必要な時に必要な情報を容易に入手できる環境づくりの 提供に向けて、市民の視点に立った検討を進めニーズの高い情報を的確に発信するための 情報発信力の向上を目指し、コンテンツの充実を図ります。

【取組み事項】

■ 1-1-1 情報発信力の向上

ホームページによる情報発信力及びウェブアクセシビリティーの向上を目的とする職員 研修を行います。

ウェブアクセシビリティーに関しては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」(総務省)を踏まえ、外部機関の評価・検証等も取り入れその規格を満たすホームページによる情報発信を目指します。

【法 14 条:デジタル・ディバイド対策等】

■1-1-2 モバイル端末向けサイトの運用

モバイル端末は、スマートフォンやタブレット型端末等の多様化及び普及が進んでいます。この多様化する様々な端末の普及率推移等を含む社会情勢を注視し、それに沿ったウェブサイトの運用に努めます。

■1-1-3 市民協働による魅力発信事業 新規

平成28年度に市民との協働により市のブランドメッセージを「ほどよく絶妙とりで」に決定しました。平成29年度には市民PR推進組織「ほどよく絶妙とりで会議」を立ち

上げ、プロモーション活動の企画等を行っています。今後は組織のメンバーをコアとした情報発信を行っていき、より多くの市民の参画及び情報発信の促進を図っていきます。また、特設WEBサイトを媒体として、市民発の動画・写真による市の魅力発信を継続的に進めるのとともに、利用促進に向けた取組みを並行して展開していきます。

■1-1-4 地図情報の効果的な活用

茨城県のIT戦略の重点施策として、県と全市町村が共同で整備を進めてきた行政用「茨城県域統合型GIS(地理情報システム)」、及び公開用「いばらきデジタルまっぷ」について、コンテンツの充実を図ります。今後も市が管理する行政情報を組込み、共通の白地図上に様々な情報を表示し、事務の効率化と市民への情報提供の充実を図ります。また、そのために必要な職員に対する操作研修を実施します。

【スケジュール】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■1-1-1 情報発信力の向上	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	魅力とりで 発信課
■ 1 - 1 - 2 モバイル端末向けサイ トの運用	運用	\Rightarrow	⇒	⇒	⇒	魅力とりで 発信課
■1-1-3 市民協働による魅力発 信事業	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	魅力とりで発信課
■1-1-4 地図情報の効果的な活 用	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課

1-2 多様なメディアによる情報提供

【取組み方針】

開かれた行政を目指すとともに、「とりで」の魅力を対外的に発信するため、ICTを有効に活用し、ホームページや産業・観光情報サイトの質的な向上を図るとともに、SNSの活用や動画配信のほか多チャンネルでの情報発信を推進し、魅力あるコンテンツの充実を図り、さらなる情報発信力の強化を目指します。

【取組み事項】

■1-2-1 メールマガジンの利用拡大

平成22年7月にサービスを開始した市メールマガジンについて, さらなる配信メニュー充実を図るとともに登録者の増加に努めます。

■1-2-2 ソーシャルメディア(SNS)の活用

スマートフォンやタブレット型端末の普及により、ツイッターやフェイスブック等のSNSが多く利用されています。市では現在、市ホームページ新着情報を公式ツイッター及び公式フェイスブックで発信しています。また、観光や産業振興関連のフェイスブックでも情報発信の取組みを実施しています。今後もこうしたツールを活用した効果的な情報発信を推進します。

■1-2-3 動画による魅力発信事業 新規

平成28年度にブランドメッセージを「ほどよく絶妙とりで」とし、市の魅力について市民が自ら作成した動画を気軽に投稿できる特設WEBサイトの運用及びPR動画の作成・公開を行っています。PR動画については市内外の大規模施設や市内企業施設においての放映及び民間動画サイトでの広告放映を実施し、広く市の認知度向上を図りました。

今後は、市の行事・イベント等の記録動画による情報発信や市民自らが市の魅力的な情報発信を行うことによって認知度のさらなる向上を目指します。

■1-2-4 まちなか情報発信機能整備事業 重点 新規

市政情報や取手駅周辺のイベント情報,施設案内等を効果的に発信することが可能である「デジタルサイネージ」を取手駅周辺地区に設置します。取手駅周辺を訪れる来街者に向けて,市政情報はもとより,災害時における緊急情報,公共交通機関の運行情報等の提供等,きめの細かい情報発信が可能となります。

また、デジタルサイネージ等の発信拠点だけでなく、駅周辺にいれば、その場所の情報 を簡単に取得できるアプリケーションの導入を検討します。

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■1-2-1 メールマガジンの利用 拡大	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	魅力とりで 発信課
■1-2-2 ソーシャルメディア (SNS) の活用	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	魅力とりで 発信課
■1-2-3 動画による魅力発信事 業	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	魅力とりで発信課
■1-2-4 まちなか情報発信機能 整備事業	検討	構築運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	中心市街地整備課

1-3 オンライン手続きの拡大と利用促進

【取組み方針】

行政手続きの原則オンライン化を目標に、電子申請をはじめ各種行政手続きのオンライン化の可能性を研究し、ICTを活用した電子行政サービスや市民に身近な場所での行政窓口の充実による電子自治体の推進を図り市民利便性の向上を目指します。さらに、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス拡充の可能性を検討し一層の住民サービスの向上に努めます。

また、各種手続きのオンライン利用促進・普及に向けた広報・啓発活動に努めます。

【取組み事項】

■1-3-1 いばらき電子申請・届出システムの利用拡大

オンライン手続きに関するシステムの利用拡大を図ります。なお,利用の芳しくないサービスについては、オンライン以外の利用との差別化の検討、添付書類の省略等手続き簡素化の検討、操作性の改善、啓発等により、利用を促進する方策を実施します。

【法 10 条: オンライン化原則】

■1-3-2 市民大学事務のICT導入の検討 新規

取手市民大学の受講申込み手続きについて、往復はがきによる方法に加えてWEBでの受付を可能とすることを検討します。これにより、申込みに係る市民の費用負担低減と受付事務手続きの効率化を図ります。

【法 10 条: オンライン化原則】

【スケジュール】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■ 1 − 3 − 1						
いばらき電子申請・届	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
出システムの利用拡大						
■ 1 - 3 - 2						スポーツ
市民大学事務のICT	調査・研究	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	生涯学習課
導入の検討						生 任子百昧

1-4 公金納付方法の多様化への対応

【取組み方針】

電子自治体の実現による市民等の利便性や収納率の向上に向けて、コンビニ収納・クレジットカード決済の拡充や地方税共通納税システム等を利用したオンライン公金収納の実現を目指します。

【取組み事項】

■ 1 - 4 - 1 地方税ポータルシステム (eLTAX) の利用拡大

市税の各種申告・届出を,インターネットを利用して行うことが出来る「地方税ポータルシステム」の利用拡大を図るため、市ホームページ等で周知活動を行います。

【法 10 条: オンライン化原則】

■1-4-2 コンビニ収納の拡充と利用拡大

市民の利便性や収納率の向上に向けて、コンビニ収納の拡充と利用拡大に向けた取組みを行います。

【法 10 条: オンライン化原則】

■1-4-3 クレジットカード決済の利用拡大

クレジットカードによる納付は、現金を持ち合わせる必要がなく利便性の高い納付方法です。現在、現年分を対象とした固定資産税、軽自動車税、市・県民税で導入していますが、手数料の負担や納税証明の発行の遅れ等の課題への対応や、今後の利用拡大のためにニーズや方法等について調査・研究を進めます。

■1-4-4 地方税共通納税システムの構築 新規

総務省が示した「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき,全国の地方自治体では地方税共通納税システムを利用した収納事務の電子化を進めています。平成31年度には、本システムを利用した個人市・県民税の特別徴収納付の一元化を計画していることから、本市システムとの連携により、収納事務の効率化と納税者の利便性向上を図ります。

【法 10 条: オンライン化原則】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■ 1 - 4 - 1 地方税ポータルシステ	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	課税課
ム (eLTAX) の利用拡大						
■ 1 - 4 - 2 コンビニ収納の拡充と 利用拡大	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	納税課
■ 1 - 4 - 3 クレジットカード決済 の利用拡大	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	納税課
■ 1 - 4 - 4 地方税共通納税システ ムの構築	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	納税課

1-5 マイナンバー制度への対応(情報連携、マイナポータル)

【取組み方針】

マイナンバーカードを利用した行政手続きの簡素化等による市民サービスの向上や、子育て分野におけるワンストップサービス等便利でわかりやすいサービスを充実させていきます。

【取組み事項】

■ 1-5-1 マイナポータルの活用による各種申請の電子化の促進 重点 新規

マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化を実現するために、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスを導入・推進していきます。

また,市役所窓口へのマイナポータル接続端末の設置を行い,インターネット利用環境 がない市民に対して,マイナポータルの利用手段を提供します。

【法 13 条:マイナンバーカードの普及・活用】

■1-5-2 情報連携における独自利用事務化の推進 新規

必要な添付書類の一部省略による市民サービスの向上と事務の効率化を目的として、番号法第9条第2項に基づく、市町村が条例で定めることで独自に利用可能となる事務について、関係各課と連携し対象事務のマイナンバー利用を推進していきます。

【法 13条:マイナンバーカードの普及・活用】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■1-5-1 マイナポータルの活用 による各種申請の電子 化の促進	構築 運用	運用	⇒	⇒	\Rightarrow	情報管理課 子育て支援課 保健センター
■1-5-2 情報連携における独自 利用事務化の推進	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課

(目標2) ICTを活用した暮らしやすい社会の推進

2-1 健康, 福祉, 教育, 防犯・防災, 産業振興分野でのICT・IoTの活用

【取組み方針】

健康づくりや防災対策等行政が取組む事業の実施にあたり、GPSやクラウド技術等を活用し、個人情報保護に十分配慮をしつつパーソナルなデータを事業に活用するとともに、ネットワークで情報機器を結び効率的なデータ処理を行うことにより、よりきめ細やかな行政サービスの実現を目指します。

【取組み事項】

■2-1-1 被災者生活再建支援システムの構築 新規

災害対策基本法の法改正により市町村の事務として義務付けられた罹災証明書の交付業務,及び被災者台帳の作成業務について,茨城県による県内市町村の被災者生活再建支援システム共同整備事業に参加し,的確で効率的な事務処理ができるよう被災者生活再建支援システムを整備していきます。

■ 2 - 1 - 2 児童生徒の安全対策事業 新規

小中学校に防犯カメラを設置し、学校への不審者侵入等に対する抑止力の向上を図ります。また、メール配信等を利用して速やかに不審者等の情報提供を行うことで、児童生徒の安全を確保します。

■2-1-3 健康に係る各指標の「見える化」システムの運用 新規

市民の自発的な健康づくりを支援するために、活動量計や血圧計等の機器から測定した データを通信機器を通じでクラウド上のシステムと連携することで、健康に係る各指標の 推移を参加者が視覚的に把握できるシステムを導入し健康への意識づけを図ります。

■2-1-4 高齢者見守りシステムの運用 新規

認知症高齢者に、登録番号と地域包括支援センターの電話番号を付したキーホルダーと 反射式のステッカーを配布し身に付けてもらうことで、身元不明の認知症高齢者の保護時 に、地域包括支援センター職員が本システムを介して登録番号から休日夜間を問わず本人 特定をすることが可能となります。これをもって家族への早期連絡・対応を図ります。

■2-1-5 産業振興のICT活用 重点 新規

ICTを活用し、あらゆる産業における取手ブランドを全国に向けてPRするとともに、 市内事業者相互の参加による異業種間交流を促進し、市内産業全体の活性化を図ります。 主な取組み事項①企業フェイスブックページの開設支援、②フェイスブックページの勉強 会開催、③インターネットショップ「とりで本舗」の運営

■2-1-6 学校図書館のネットワーク事業 新規

市立図書館を中心とする蔵書を児童・生徒が学校図書館で借りることができる学校図書館と市立図書館連携システム(サービス名「ほんくる」)を平成29年度から整備・運用しています。社会・経済環境の大きな変化により、子どもたちが多様な本と出会える機会が限定される傾向にある中、市では学校図書館を子どもたちの本との出会いを担保するセーフティネットと位置付け、本連携システムを通じて、子どもたちが本と出会える機会格差の解消を図ります。

■2-1-7 NPO・ボランティア活動情報の発信・提供環境の強化 新規

NPOやボランティア活動の促進を図るため、団体の活動情報をはじめ、民間や行政による支援活動等に関する情報サイト「いきいきネットとりで」を平成17年度から運営しています。近年はSNS等の情報発信の手段がより身近になってきましたが、その一方で、パソコン等の操作の苦手な方との格差が広がっています。本サイトは、わかりやすい操作で全ての市民活動団体が気軽に情報発信を提供するツールとして依然として有用です。今回、障害者差別解消法に基づくアクセシビリティーへの対応のためにシステム更改を行うことで、安定した運用の継続と情報発信・提供環境の強化に努めます。

■2-1-8 いじめ防止アプリケーションの導入 新規

いじめの発見や抑止につなげるために、いじめの被害者やいじめを目撃した子供たちが、 スマートフォンや自宅のパソコン等を使って、専門の相談員に匿名で相談・通報すること ができるアプリケーションを中学校生徒を対象に導入・運用します。

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■2-1-1 被災者生活再建支援シ ステム共同整備事業の 構築	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	安全安心対策課
■2-1-2 児童生徒の安全対策事 業	構築運用	運用	*	*	⇒	学務給食課
■2-1-3 健康に係る各指標の 「見える化」システム の運用	構築 運用	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	健康づくり 推進課
■2-1-4 高齢者見守りシステム の運用	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	高齢福祉課
■2-1-5 産業振興のICT活用	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	産業振興課

■2-1-6 学校図書館のネットワ ーク事業	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	図書館
■2-1-7 NPO・ボランティア 活動情報の発信・提供 の強化	構築運用	運用	⇒	\Rightarrow	\Rightarrow	市民協働課
■2-1-8 いじめ防止アプリケー ションの導入	構築運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	指導課

2-2 ICT活用能力の育成

【取組み方針】

より多くの市民がICTを日常的に利活用できるよう、市民を対象にしたパソコン講座の開催のほか、小中学校でのICT活用能力の育成、市職員の情報システム活用能力向上を図ります。

【取組み事項】

■2-2-1 学力向上推進事業(学校教育の情報化推進) 新規

全小中学校において、基礎的な知識・技術や思考力・判断力・表現力及び学習意欲の向上に向けて能動的な学び(アクティブラーニング)を進めるとともに、次世代に求められる情報活用能力の育成のために、タブレット型パソコンやデジタル教科書の導入を加速することでICT教育を推進します。さらに、インターネットの安全な使い方への理解を深めます。既に整備が完了している小学校に引き続き、平成30年度は中学校においてコンピュータ教室の学習用情報端末をタブレット型パソコンに入れ替え、さらに、これらを活用できるよう校内LAN改修工事を実施し、教室等に無線LAN環境を構築します。

■2-2-2 市民のパソコン講座の開催

市民の基本的なパソコンの操作方法の習得のため、公民館においてパソコン講座を開催しています。パソコン講座ではインターネットや文書作成、表計算ソフト等の活用方法を 学習することにより、市民の情報リテラシーの向上を目指します。

【法 14条:デジタル・ディバイド対策等】

■2-2-3 市職員の情報システム活用研修の実施

事務処理を効率化、省力化、迅速化することを目的として、業務のシステム化が進むに伴い、これらシステムを操作する職員においても高度なICT技術の利活用能力が求められています。茨城県主催の研修事業のほか各種研修を活用して、これらの操作能力の向上を図ります。

【スケジュール】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■2-2-1 学力向上推進事業(学 校教育の情報化推進)	構築運用	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	学務給食課
■2-2-2 市民のパソコン講座の 開催	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	スポーツ生涯学習課
■2-2-3 市職員の情報システム 活用研修の実施	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課

2-3 オープンデータの活用等の検討

【取組み方針】

国が推奨するオープンデータセット公開,及び,非識別加工情報の提供について制度を研究し,個人情報保護に十分な配慮をしつつ,実現可能な手法を検討します。

【取組み事項】

■2-3-1 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進 重点 新規

平成28年に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」に基づき市が保有する公 共データをオープンデータとして、市民参加・協働の推進や経済活性化を解決する視点か ら公開することを目指します。これに合わせて、各種ガイドラインや国が提示する「推奨 データセット」の他に、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資す るために必要とされるデータを精査し、これらのオープンデータ化の可能性について検討 します。

【法 11 条:オープンデータの推進】

■2-3-2 非識別加工情報の提供の仕組みの検討 新規

市の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな住民生活の実現を図るため、本市においても非識別加工情報の作成・提供の仕組みの可能性を調査・検討します。なお、検討にあたっては、「個人情報保護条例の見直し等について(通知)」(平成29年5月19日付け総行情第33号)を踏まえて、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないさせないことを前提とします。

【スケジュール】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■ 2 − 3 − 1						
各種保有情報等に係る	調査・研究	净田				情報管理課
オープンデータ化の促	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報信理課
進						
■2-3-2						
非識別加工情報の提供	調査・研究	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
の仕組みの検討						

2-4 マイナンバーカード活用(普及,及び新たなサービスの可能性の検討)

【取組み方針】

マイナンバーカードについては、生活インフラとしての個人番号を使用しない様々な活用方法が研究・提案されています。そのような中、市ではコンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス等を実施していますが、今後さらに市民のマイナンバーカード取得促進とともにマイナンバーカードを利用した新たなサービスの可能性について検討を進めていきます。

【取組み事項】

■2-4-1 マイナンバーカードの行政利用の検討 重点 新規

市民生活の利便性向上に向けて、国では官民データ活用推進基本計画やマイナンバーカード利活用推進ロードマップにおいて、マイナンバーカードの公的個人認証機能やカードアプリ機能の活用する方針を示しています。

市でもマイナンバーカードの利活用の可能性を調査・検討していきます。

【法13条:マイナンバーカードの普及・活用】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■ 2 − 4 − 1						
マイナンバーカードの	調査・研究	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
行政利用の検討						

(目標3) ICTを活用した効果的・効率的な市政の推進

3-1 行政事務の効率化

【取組み方針】

ICTを活用した新しい市民サービスの提供に対応する組織内部の情報化を推進するとともに、定型業務の省力化を進めることにより、経費削減だけではなくより細かな行政対応が可能となるように、業務へのICT活用をさらに検討・推進していきます。

【取組み事項】

■3-1-1 文書等のネットワークスキャニング環境の整備 新規

文書や図画について電子文書としてデジタル複合機のイメージスキャン機能を使用して電子化する際に、作成した電子文書をファイルサーバに保存する手段として、一時的に外部記録媒体に保存して当該電子文書を移動していたところを、デジタル複合機をネットワーク接続することにより、直接ファイルサーバに保存できる環境を構築します。これにより、情報セキュリティの確保と業務の効率化を図ります。

【法 15 条:システム改革,BPR】

■3-1-2 タブレット端末による議会運営の検討 新規

現在運用中の会議録検索システム、議会実況・録画映像配信事業に加えて、サーバやタブレット端末によりデータを活用した議会運営により、ペーパーレス化を図るとともに、更新の必要が検討されている採決表示システムをアプリケーションとして端末に入れる等、効率的な会議システムを導入し、印刷経費の削減・業務改善を図りつつ、わかりやすい議会運営を推進します。また、ICTを活用した遠隔会議等の将来的な可能性も研究します。

■3-1-3 給食費徴収システムの導入の検討 新規

給食費徴収の専用システムを導入することにより、これまで学校長に委任していた給食費の徴収事務を市が直接行うことで、給食費の徴収・管理業務の一元化を図ります。導入に当たっては、導入済み自治体の事例を研究し、効果を見極めたうえで検討していきます。 【法 15 条:システム改革、BPR】

■3-1-4 井野なないろ保育所・地域子育て支援センターのICT導入 重点 新規 平成31年度に開所予定の井野なないろ保育所・地域子育て支援センターにて、ネット ワーク環境を構築し、かつ、各保育室等にタブレット端末と業務支援システムを導入する ことにより、登園管理や日常の保育記録事務等の電子化による業務効率化や、これらの情報をシステム連携することを通じて質の高い保育の実現を図ります。また、既存の保育所においても、ICT活用の可能性について調査・研究します。

■3-1-5 財務会計システムにおける新地方公会計制度への対応

総務省による平成29年度を期限とした統一的な基準による財務書類の作成の要請に基づき,市では平成27年度に固定資産台帳の整備を開始し,平成28年度(平成27年度決算分)から統一的な基準による財務書類4表の作成・公表を行っています。統一的な基準による地方公会計の整備が進むことにより,団体間比較や年度末時点での財産の残高や一年間の資金の流れ等の「見える化」が可能となることから,地方公会計の財務分析における活用の可能性について調査・研究していきます。

■3-1-6 **勤休管理システムの導入** 新規

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省)に基づき,職員及び教員の労働時間を適正に把握・管理するために,勤務日ごとの始業・終業時刻の記録,及び休暇を管理するシステムを導入・運用します。

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■ 3 - 1 - 1						
文書等のネットワーク	構築	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
スキャニング環境の整	運用	\rightarrow	→	<i>→</i>	\rightarrow	月秋日生味
備						
■ 3 - 1 - 2						
タブレット端末による	調査・研究	検討	構築	運用	\Rightarrow	議会事務局
議会運営の検討						
■ 3 - 1 - 3			構築			
給食費徴収システムの	調査・研究	検討	運用	運用	\Rightarrow	学務給食課
導入の検討)			
■ 3 - 1 - 4						
井野なないろ保育所・	調査・研究	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	子育て支援課
地域子育て支援センタ	柳县 柳九	運用	建 用	<i>→</i>	\rightarrow] 月(又汲味
一のICT導入						
■ 3 - 1 - 5						
財務会計システムにお	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	財政課
ける新地方公会計制度)	\rightarrow	→	→	→	以以床
への対応						
■ 3 - 1 - 6	構築					人事課
勤休管理システムの導	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	八事味 学務給食課
入)					一一分和以床

3-2 業務システムの最適化

【取組み方針】

現在の行政運営にはICT活用は不可欠なものとなっており、維持・管理・運用を継続していくためには、コスト抑制を含めより継続性の高い新しい技術を活用したシステムへの移行を進める必要があます。市でも、行政システムのクラウド化に積極的に取組む等基幹業務を中心にシステムの見直しを図っています。

こうしたことから、現行の情報システムについては、最大限の利活用を進めるとともに、 今後も、効率化の可能な業務の洗い出しを進め、ICTを活用した業務改革や情報システムの最適化を推進していきます。特に市内公共施設間や庁舎内のネットワークの要となる 主要サーバの更新にあたっては、機能、コスト、セキュリティ、保守等あらゆる面から検 討を重ね、安定した稼働を目指していきます。

【取組み事項】

■3-2-1 システム統合や連携による情報共有

複数のシステムの統合や、WEB化によるシステム間連携により情報を共有することで業務の効率化を図ります。

■3-2-2 地理情報システムのデータ統合・連携

統合型地理情報システムの利活用を進めるため、各個別システムとのさらなるデータ統合・連携について検討します。GISに運用を変更可能なシステム、または新規利用が可能なシステムは利活用の推進を図ります。

■3-2-3 自治体クラウド構築の検討 重点 新規

国では、様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を目的として、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を推進しています。

市でも自治体クラウド導入の可能性を検討します。

【法 15 条:システム改革、BPR】

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■3-2-1 システム統合や連携に よる情報共有	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
■3-2-2 地理情報システムのデ ータ統合・連携	検討	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
■3-2-3 自治体クラウド構築の 検討	調査・研究 検討	検討	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課

(目標4) 信頼度の高い安全で安心な情報化の推進

4-1 情報セキュリティレベルの向上

【取組み方針】

情報セキュリティ対策にあたっては、「自治体情報システム強靭性向上モデル」の完全実施を目指すとともに「取手市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの 運用体制を確保します。

【取組み事項】

■4-1-1 情報セキュリティ実施手順書の整備

市の情報セキュリティポリシーはセキュリティ基本方針、セキュリティ対策標準、セキュリティ実施手順書の3つの階層で構成されます。情報システム等の変化、情報セキュリティに関する脅威や対策等の変化に対応するため、既に策定済みのセキュリティ基本方針とセキュリティ対策標準の見直しを行い、これを基に、セキュリティ実施手順書を整備します。

■4-1-2 各課所管のストレージ設置場所の整備 新規

市の電子データの保存先は、原則、ネットワーク別に指定された共有ストレージに保存することとなっています。しかしながら、高精細な現場写真の画像データや建築図面データ等、大容量のデータを保存する必要のある部署については、各課で専用ストレージを執務室内に設置・管理を行っています。当該ストレージについては、セキュリティワイヤーを使用する等、一定の物理的セキュリティ対策を施しているところですが、より適正な処置として、セキュリティの確保されたサーバ室に移動するよう、計画立てて実施します。

■4-1-3 各課メールアドレスの LG. JP ドメインへの移行可能性の検討 新規

本市では、各課のメールアドレスは、従来型の地域型ドメイン(city. toride. ibaraki. jp)を使用していますが、LG. JP ドメイン(city. toride. lg. jp)を使用することでインターネットで提供する行政サービスの提供者が地方公共団体であるという信頼性を確保し、住民・企業が安心してメールを利用できるようになります。現在の運用体制を見直し、各課メールアドレスの LG. JP ドメインへの移行可能性について検討します。

■4-1-4 ネットワーク強靱化の推進 重点 新規

本市では平成29年3月に「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づく庁内ネットワークの分割等、インターネットリスクへの対応を行いました。同モデルの導入により適切なセキュリティ対策が施された一方で、ネットワークが分割されたことによる業務効率の低下が課題となっています。

今後は引き続き同モデルに基づく安定的な運用と、効果的なネットワーク環境の構築を 実施します。また、ファイル無害化ソフトウェアを導入し、セキュリティ強化と業務効率 の向上に努めます。

■4-1-5 情報資産管理業務の最適化

庁内のICT化が進むにあたりパソコン等の情報資産が増加する傾向にあります。また、これに伴い台帳管理や修理対応等の管理業務も増大しています。これらの管理を効率的に行うために資産管理台帳の様式変更や事務手続きの最適化を実施していきます。

■4-1-6 庁内通信ネットワークの強化

有線の本庁舎内ネットワークインフラについては、ネットワークケーブルの老朽化が進み、交換が必要となっていることから計画立てて交換を行っていきます。また次期情報系サーバの構築に合わせて、庁内LAN設備等の機能強化や障害対応体制の整備、セキュリティ対策の強化等を図ります。

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■4-1-1 情報セキュリティ実施	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
手順書の整備						
■ 4 - 1 - 2						
各課所管のストレージ	調査・研究	構築	\Rightarrow	運用	\Rightarrow	情報管理課
設置場所の整備						
■ 4 - 1 - 3						
各課メールアドレスの	調査・研究	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
LG. JP ドメインへの移	- 明且、明九	<i>→</i>	7	7	,	旧州百姓縣
行可能性の検討						
■ 4 − 1 − 4						
ネットワーク強靱化の	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
推進						
■ 4 − 1 − 5						
情報資産管理業務の最	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
適化						
■ 4 − 1 − 6						
庁内通信ネットワーク	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
の強化						

4-2 情報セキュリティチェック体制の整備

【取組み方針】

情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる現象や事故が発生した場合の体制整備を進めます。また、定期的な職員研修を実施し情報セキュリティ対策を組織内に浸透させていくとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を継続的にチェックし、情報セキュリティ水準の維持・向上を図ります。

【取組み事項】

■4-2-1 情報セキュリティ監査体制の整備

番号法において、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており、市では個人情報保護委員会が定めた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づいた監査を実施しています。引き続き監査体制の維持・推進を図り情報セキュリティの適切な保護措置を行います。

■4-2-2 ネットワーク監視の充実

現在、情報システムの基盤となる情報通信ネットワーク網における障害や不正アクセス等を常時監視し、異常発生時には速やかに対応できるよう体制を整備しています。引き続きネットワーク監視の充実を図り、システムの安定化による業務の継続性を高めます。

■4-2-3 情報セキュリティ緊急時対応計画の策定・運用

ウイルス感染や不正アクセス,情報漏えい等のインシデントが発生した場合の初動対応 から発生原因の追究や分析,システムの復旧,再発の防止等の事後対応までの緊時対応計 画の見直しを行っていきます。

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■4-2-1 情報セキュリティ監査 体制の整備	構築	\Rightarrow	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
■4-2-2 ネットワーク監視の充 実	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
■4-2-3 情報セキュリティ緊急 時対応計画の策定・運 用	調査・研究	構築	運用	⇒	\Rightarrow	情報管理課

4-3 障害・災害に強いシステムの構築及び非常時・緊急時対応の強化

【取組み方針】

市は、災害時において、災害応急業務・復旧業務等、重要な業務を遂行しなければなりません。また、災害の影響が長期間に及ぶ場合であっても、平常時の必要な業務を継続していくことが求められています。これら業務を継続するためには、情報ネットワーク等の基盤や情報システムの稼働が重要な要素となっています。

災害等により通信回線の故障や庁内の電源供給が停止されるような不測の事態において も、自治体として業務の継続が可能なシステムの構築を進めるとともに、システム停止時 に速やかな業務復旧を可能とする体制を整えていき、安全・安心なまちづくりを目指しま す。

【取組み事項】

■4-3-1 ファイルサーバの管理の強化

増え続ける庁内情報システムで利用される情報のデータ可用性を確保し、事務処理の効率を上げるため、ファイルサーバの増強やバックアップ方法の改善、データサイクルの管理等を実施します。

■4-3-2 クラウドコンピューティングの利用 重点

現在、サーバ環境等で運用している情報システムについて、システムの更新時等をとらえ、庁舎内にサーバを保有しないクラウドコンピューティングの利用を積極的に推進し、 災害時の業務継続対策と経費節減に向けた取組みを行います。

■ 4-3-3 Wi-Fiスポットの設置

災害時の避難所ともなる地区公民館等の公共施設に公衆Wi-Fiスポットを設置し,避難者が情報を取得しやすい環境を整えます。

■ 4-3-4 ICT部門の業務継続計画の策定

災害発生時に、情報ネットワーク等の情報基盤を早期に復旧し、災害復旧活動に役立てるとともに、情報システムに関する通常業務を継続するため、業務継続計画の策定を検討します。

施策	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	担当課等
■ 4 − 3 − 1						
ファイルサーバの管理	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
の強化						
■ 4 - 3 - 2						
クラウドコンピューテ	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
ィングの利用						

■ 4 − 3 − 3						
Wi-Fiスポットの	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
設置						
■ 4 − 3 − 4	調査・研究					
ICT部門の業務継続	検討	構築	運用	\Rightarrow	\Rightarrow	情報管理課
計画の策定	快的					

第4章 計画の推進

1 情報化推進体制

情報化の推進は、行政のあらゆる分野に深く関係するものであるため、情報管理部門と 業務担当部門との役割分担を明確にし、総合的かつ一体的に進めていく必要があります。

このため、本市の情報化推進に係る最高決定機関である「取手市情報化推進委員会」(委員長:副市長)を計画の推進主体とします。また、必要に応じて、その下部組織である「専門分科会」と「I T推進ワーキングチーム」を継続的に設置し、部門横断的で多様な情報化施策を総合的・一体的に推進する庁内体制を維持していくこととします。

また,地域の情報化を進めていくうえでは,市民や事業者の意見等を,的確に施策に反映させていく必要があるため,市のホームページ等を活用し,その把握に努めていくものとします。

2 情報化施策の進行管理

業務担当課が、本計画に沿ってシステムの構築等各種情報化推進施策を順次進めることになりますが、情報通信技術は他の分野にも増して技術進歩が急速であることや社会ニーズ、規制緩和等の変化が激しいことから、必要に応じて「取手市情報化推進委員会」においてフォローアップを実施します。

また、財政状況や国の動向、市民ニーズ等の変化等を見極めながら、計画変更の要否も含めて検討し、計画の推進状況を管理し、計画が陳腐化することのないよう留意します。

○取手市情報化推進委員会規程

(目的及び設置)

第1条 市における情報化施策を円滑に推進し、行財政の効率化及び住民サービスの向上を図るため、取手市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。
 - (1) 地域情報化の方針案に関すること。
 - (2) 地域情報化及び電子自治体構築の推進に関すること。
 - (3) 情報化施策の推進及び調整に関すること。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、情報化の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の組織は、次の表のとおりとする。

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	政策推進部長 財政部長 福祉部長 健康増進部長 まちづくり振興部長
	建設部長 都市整備部長 教育部長 消防長 会計管理者 議会事務局長
	情報管理課長

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、これを統轄する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはこれを代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の 議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門分科会)

- 第6条 委員会には、必要に応じ専門分科会(以下「分科会」という。)を置くことができる。
- 2 分科会の委員は、職員のうちから委員長が指名する。

(IT推進ワーキングチーム)

- 第7条 情報化の推進のために必要な知識・技能の普及及び向上を図るため、IT推進ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を置く。
- 2 ワーキングチームのリーダーは、情報管理課長をもって充てる。

- 3 ワーキングチーム員は、各課所長が推薦する職員及び情報管理課長が指名した職員で構成する。 (庶務)
- 第8条 委員会,分科会及びワーキングチームの庶務は,総務部において処理する。 (委任)
- 第9条 この訓令に定めるほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この訓令は、平成15年6月1日から施行する。付 則(平成18年訓令第5号)
- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。 付 則 (平成19年訓令第1号)
- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 付 則(平成20年訓令第4号)
- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。 付 則(平成20年訓令第5号)
- この訓令は、平成20年5月9日から施行する。 付 則(平成21年訓令第4号)
- この訓令は、平成21年4月20日から施行する。付 則(平成24年訓令第7号)
- この訓令は、平成24年6月8日から施行する。 付 則 (平成28年訓令第10号)
- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

用語解説

50 音順	用語	解説
0	00000JAPAN(ファイブ・ オー・ジャパン)	通信事業者が設置している公衆無線 LAN サービスを, 災害時に 契約が無くても無料で開放する仕組み。パソコンやスマートフォン等のネットワーク接続に対応した機器から, 災害用統一のネットワーク名「00000JAPAN」を選択することで誰もが利用できる。
A	ASP (エー・エス・ピー)	Application Service Providerの略。パソコン上にソフトウェアを組込まず,サーバの中に入れ,ウェブブラウザ等を介して利用するサービス形態。
В	BCP (ビー・シー・ピー)	Business Continuity Planning(事業継続計画)の略。災害が発生した際,損害を最小限に抑え,事業の継続・復旧を図るための計画。なお,ICT部門の業務継続計画はICT-BCPと呼ばれる。
		Business Process Re-engineering (業務改革) の略。組織活動の目標達成のため、既存の業務内容や業務フロー等を見直し、再設計すること。
D		災害時にソーシャルメディアに投稿された情報をリアルタイムに分析・整理して、状況把握・判断を支援し、救援、避難の支援を行う質問応答システム。
G	GIS(ジー・アイ・エス)	Geographic Information System (地理情報システム) の略。 地理情報をコンピュータ上で作成・保存等を行い可視化するシス テムを指す。
	GPS (ジー・ピー・エス)	Global Positioning System(全地球測位システム)の略。人 工衛星を利用して自分が地球上にいる位置を正確に測定できる システムを指す。
I	IBBN (アイ・ビー・ビー・ エヌ)	いばらきブロードバンドネットワークの略。茨城県と県内全市町村と共同で整備している,高速・大容量の情報通信ネットワークのこと。

	T	1
I	ICT(アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。従来から使われていた IT に Communication を合わせ,ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
	ID (アイディー)	identification (識別番号) の略。個人を識別・把握する情報の総称のこと。ユーザ名,ユーザ ID とも呼ばれる。
	IoT (アイ・オー・ティー)	Internet of Things (モノのインターネット)の略。様々なモノがネットワークを通じてサーバやクラウドに繋がり、情報交換することで、相互に制御する仕組みである。
	IT(アイ・ティー)	Information Technology (情報技術) の略。コンピュータやネットワークに関わるすべての技術の総称。
L	LAN (ラン)	Local Area Network (構内ネットワーク)の略。同じ建物内等の比較的近い距離でコンピュータや情報機器等を接続するネットワークのこと。
	LGWAN (エルジーワン)	Local Goverment WAN (総合行政ネットワーク)の略。全国の地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続する行政専用のネットワーク。また,府省間ネットワークである霞が関 WANとの相互接続することにより,国の機関との情報交換を行うことができる。
	Lアラート	災害発生時やその復興局面等において,避難勧告・指示等の公 共情報を発信する自治体・ライフライン事業者等と,それを伝え る放送事業者・通信事業者等を結ぶ共通基盤。
0	0S (オー・エス)	Operating System (基本システムソフトウェア) の略。コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般のこと。代表的な OS には Windows, Mac OS 等がある。
S	SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。
Т	Twitter (ツイッター)	今していること、感じたこと等を「つぶやき」のような短い文章で投稿するスタイルのブログサービスの一つ。

W	Wi-Fi (ワイ・ファイ)	無線通信 LAN を利用したインターネットへの接続を提供するサービスのこと。
ア行	アクセシビリティー	情報やサービス等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかを あらわす言葉。本計画では、利用環境や高齢者や障がい者等を含 めた全ての人が誰でも、サービスを利用できることを指す。
	アクセスポイント	ノートパソコンやスマートフォン等の無線 LAN 接続機能を備えた端末を、相互に接続したり、有線 LAN 等の他のネットワークに接続するための基地局のこと。
	いばらき電子申請・届出 システム	茨城県と県内全市町村が整備したインターネットを通じて申 請・届出を行うことができるサービスのこと。
	インフラ	Infrastructure(下部構造)の略。通信環境の設備やそれらを 提供するサービスを指す。
	ウイルス (コンピュータ ウイルス)	コンピュータシステムの破壊等を目的としたプログラムのこと。電子ファイル、電子メールを介して他のファイルに感染することにより、その機能を発揮する。
	ウイルス対策プログラ ム	コンピュータウイルスを検出・除去・無効化するプログラムのこと。ネット枠を通じて定期的に更新される,既知のコンピュータウィルスの特徴を記録したデータに基づき,ウィルスを検出する。
	オープンデータ	組織が保有するデータを機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な利用ルールで自由に二次利用できる仕組みや概念。
カ行	クラウドコンピューテ ィング	インターネット等のネットワークを経由して,コンピュータ資源をサービスの形で提供する利用形態のこと。
	グループウェア	組織や企業でLANを活用して情報共有やコミュニケーションの 効率化を図り、グループで作業することを支援するソフトウェア の総称。
	キオスク端末	パソコンを持たなくても、インターネット等のネットワークを 通じて簡単な操作で手軽に扱える街頭端末のこと。

力行	基幹系システム	自治体の情報システムのうち,住民票や税証明書の発行や税金等の,主に市民に直接関係する行政サービスに関するシステムの総称。住民記録,税,社会保障等が対象の業務となる。
	子育てワンストップサ ービス	子育て関連の申請等について,マイナンバーカードを活用して オンラインで手続等を行うことを可能とするもの。
サ行	サーバ	ネットワーク上で情報やサービスを提供するコンピュータのこと。
	システム	コンピュータで動作するひとまとまりの仕組みや機能のこと。 なお、コンピュータシステムという言葉は、ハードウェアやソフトウェア、環境設定等を含んだコンピュータそのものを表すこと もある。
	自治体クラウド	地方公共団体が,情報システムを外部のデータセンターで保 有・管理し,利用できるようにする取組みのこと。
	自治体情報セキュリテ ィクラウド	都道府県ごとに、インターネットへの接続口とセキュリティ施 策を集約し、高度なセキュリティ対策を講じたネットワーク基盤 のこと。
	冗長化	システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、最低 限必要な量より多めに設備を用意して、障害発生後でもシステム 全体の機能を維持しサービスが提供できるようにすること。
	情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ対策について、体系的に取りまとめたもの。 情報セキュリティを確保するための基本方針、体制、運用手順等 を定めたもの。
	情報リテラシー	情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。
	スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。アプリケーションを追加することで、様々な機能を使うことができる。

サ行	ソーシャルメディア	個人がインターネット上で不特定多数の人に情報を発信する ことで、それを閲覧した多くの人々が参加し、双方向的にユーザ 一同士のつながりを創造していくメディアのこと。
タ行	タブレット型端末	薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面で画面にタッチすることで操作可能なインターフェースを搭載した持ち運び可能なコンピュータのこと。
	デジタル・ディバイド	情報格差のこと。情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差を指す。
	デバイス	特定の機能を持つコンピュータの機器や装置の総称。携帯して 持ち運べるスマートフォンやタブレット端末をスマートデバイ スと呼ばれる。
	電子商取引	インターネットを使用して、商品の売買やサービスの提供等、 商業活動を行う仕組みのこと。EC (Electronic Commerce - エレ クトロニック・コマース), e コマースと呼ばれる。
	電子メール	インターネットを用いて、コンピュータや携帯電話でやり取り する電子版の手紙のこと。文章を送信するだけでなく、ファイル を添付することができる。
	ドメイン	インターネット上で接続しているネットワークに設定される 名前のこと。
	トラヒィック	ネットワークを異動するデータの情報量のこと。
ナ行	二要素認証	ユーザーが知っている情報(記憶情報), ユーザーが持っている情報(所持情報), ユーザーの身体的情報(生体情報)の内, 異なる2つの要素を組み合わせて安全性を高めた認証方式のこと。
	ネットワーク	複数のコンピュータを接続して、データを共有化したり、他のコンピュータの機能を利用したり、共有のプリンタを使用したりできるようにする通信網のこと。
ハ行	プライバシーポリシー	個人情報の扱い方や考え方を明記したもの。

ハ行	ブロードバンド	ネットワークにおける広帯域幅を表す言葉。または、大容量の データを高速に流すことができる光回線等のネットワークやそ こで提供されるサービスを指す。
マ行	マイキープラットフォーム	マイナンバーカードを活用し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげようとする構想。
	マイナポータル	マイナンバー制度で、個人ごとに設けられるポータルサイトの名称。行政機関が保有する自身の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録、自身への通知等をパソコンや携帯端末を利用して閲覧できる。
	無線 LAN	パソコンやスマートフォン等のネットワーク接続に対応した機器を,ワイヤレスで LAN に接続する無線技術のこと。
ワ行	ワンストップサービス	一度の手続きで必要とする関連作業を全て完了できるように 設計されたサービスのこと。

第四次取手市情報化計画

発行日/平成30年5月 発 行/茨城県取手市

> 〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地 Tm 0297-74-2141 (代)

編 集/総務部情報管理課